

第19日目(3月20日)

議長(松原良道君) 散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。なお、牛木芳雄君、葬儀のため10時30分から12時まで中退。井上大和病院事務長、公務出張のため午後から早退。野上医療課長、代理出席。荒井農林課長、公務出張のため午後3時から早退。仲田分室長、代理出席。以上の届けが出ておりますのでこれを許します。本日の日程は配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、第89号議案 南魚沼市ふるさと基金条例の制定についてから、日程第6、第94号議案 南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定についてまで以上6件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 6件を一括議題して質疑を行います。質疑を行う際は議案番号を述べてから発言を願います。

寺口友彦君 おはようございます。94号議案についてなんですけれども、その第3条に市長は、スクールの運営に支障のない範囲内において、職業訓練共同施設の利用を認めることができるとあります。これはその施設の目的外利用になると思うんですけれども、民間の商業ベースといいますが、そういうものに対して年間契約等でもって貸し出しも行うことができる。あるいは単年度ではなくて5年、10年という長きに渡って貸し出しを行うことができるという意味でしょうか。

商工観光課長 94号議案でございますが、想定の中にはそういうものも含めて考えております。ただ、補助事業が入っておりまして労働省との関係の調整が若干残っている部分もございますが、そういうものを念頭に置いていくということでご理解いただきたいと思っております。

寺口友彦君 それに付随して今まで短期大学の校舎として利用されていた部分もあると思うんですけれども、それは南魚沼市の財産ではないということなんです、そちらも含めてなんとか今空いている部分を利用することについて、市がアクションを起こせるのかどうかについてお伺いいたします。

商工観光課長 ぜひアクションを起こしたいというふうに考えております。

岩野 松君 89号議案です。広域協議会というのがありますけれども、この協議会の仕事の内容というか、協議会の中身がちょっとわかりにくいのでお聞きしたいんですが。このふるさと基金条例に関しては協議会で協議するというふうに謳われています。そのほか今まで連合でしていた事業でそれなりのものもあるのかなと思うんですが、そういう事業がこの協議会のなかでは審議されるのかどうかということをお聞かせください。

それともう1点は92号案、ごみの指定袋が値上げになります。そんなに大きい額ではないと思いますが、それでもこういう今の時勢のなかでの値上げというのは、ちょっと承服

しかねるという思いがあります。それで買い物袋シールというのがなくなるんですけども、これはどういう理由でなくしたのかもお聞かせください。以上です。

企画情報課長 89号議案でございますけれども、広域計画協議会の設置につきましては、先般2月22日ですか臨時議会のなかで提案をしてございまして、そのなかで事業を行うということでございます。それから現在行われている広域基金事業の関係でございますけれども、これらにつきましてはそういったものを含めまして今のゆとり創造だとか今回の利子運用で200万円ほどやっておったわけでございますけれども、これらを含めまして今後、協議していくということでございます。

この4億円の基金の利子の運用と、先般、1,900万円ぐらいの利息が出てございます。それが先般、一般会計の方で予算に議決されたところでございますので、そういったものを利用しながら今後対応していくということで、この設置の協議会の委員のなかで協議していただくということになりますのでよろしく申し上げます。

環境課長 ごみ袋のシールの件でございます。当初はごみ袋のシールを貼るものについては、3キログラム程度のもののごみ袋を想定してレジ袋を想定したんだそうです。けれども、現在レジ袋だけではなくて大きい透明の袋を買って、そのシールを貼る人が多くなっているというようなことがあります。今回そのシールを止めてそれに代わるものとして10リットルの3キロ入りのものを作るというようなことであります。

岩野 松君 その協議会の条例基金についてのをするのはわかるんですけど、それ以外、協議会にはないのかということをお聞かせいただきたかったんです。

それからこのシールについては今、いろんな運動がありまして、買い物袋をもらわないでしようという運動もいろんな、特に買い物している人たちからはあって、買い物袋を持っていくというのもあるんですけど。その買い物袋が無駄になると。このごみの袋が別に規定された時に。そういう議論がありまして、このシールが作られた経過があります。そういう意味では私はなくして欲しくない、ひとつのあれなんですけれども、そこら辺もう1回お聞かせください。

環境課長 確かに議員が言われるとおりなところもありますけども、実際に国の方でもレジ袋の有料化を唱えておりますし、レジ袋の減量化も進めているところでございます。先ほど言いましたように不正な行為をする人が多くなってきているのもひとつの原因であります。その辺を理解していただきたいというふうに考えております。

企画情報課長 ふるさと基金の方の前段の件でございます。これ前回は申し上げましたように全部事務を引き継ぐ、広域的なものを全部すべて湯沢町と一緒に引き継いでいるわけでございます。そういった協議のなかですべてここに記載されていないものであっても、今後、要望とかいろいろありましたらそれについていろいろ協議していく、というようななかでこの基金を活用するということになりますのでお願いいたします。

種村充夫君 岩野議員に関連したごみ袋の件なんですけど、7月から値段が変わるということなんですけれども、それまでに袋を買った人は、45円の袋が結局50円になるわけで

すけれども、その45円の袋を使った場合の額が、7月から5円なら5円のシールをまた貼るんですか。いっぱい買ってあげば、袋をいっぱい買ってあげばそれだけ得になるんでしょうか。

環境課長 確かに言われるとおりでございますが、ここの資料にも下の方に書いておきましたんですけれども、7月以降に新しい値段で販売いたします。ですので、それまでに買ったものについては当分の間、使えるということで・・・(「じゃあ、3年分くらい買い置きしてあげばいいわけだ」の声あり)ただ、確かにそういうこともあります。広域連合の方では過去も値上げをした時に、だいたい3カ月ぐらいのなんといいいますか啓蒙の期間があれば、ある程度は理解していただけるというふうなことでこの期間を設定しているということでございます。

中沢俊一君 同じく92号議案の資料の方で、産廃の方の廃プラスチックが約3倍近い値段の改正になるわけですが、それは溶融炉の寿命であるとかそれからこの多分リサイクルをねらっているのかなという気がするんですが、リサイクルをするとした場合その受け皿の方はあれでしょうか、ある程度もうルートはあるんでしょうかね。

環境課長 リサイクルの方までは今のところは手が回らない状況ではありますが、やはり今あります施設のほかにまだ取り壊してはけません。あれらを将来に渡っては利用したことも考える必要があるかというふうに思っています。旧施設ではありますが、それらも含めて今後、検討する必要があるかというふうに考えておるところであります。

笹木信治君 今の92号議案についてです。値上げ案ですが、広域連合での説明は、処分場は今度、川崎技研が通常運転に入ったんで指導といいますかサービスの指導をしていたのを止める。そういった点で費用がかかるというようなことから、この値上げによって年間約3,000万円ぐらいの影響が出るというような説明も聞いています。

事業経営の分が大幅に値上げになっていますが、これは南魚沼市とすれば中小のこの事業系の業者というのは多いわけですね。そういうところでの皆さんとの値上げ、事前に値上げする時点で事前にいろいろ話し合いされたのかどうか。そこら辺をひとつ。

環境課長 事業系の値上げの件でございます。これにつきましては平成16年度の溶融炉の稼動に伴いまして直接搬入するものについては、10キロあたり75円ということで想定しまして値上げをしております。ですので直接搬入する人だけがやはり高く、実際袋に入れたものについては安いということで、問題もあるということで今回それらを含めて検討をして、この見直しになったということでございます。

失礼、それから業者とは話はしておりませんが、特に湯沢側の方から湯沢町から特にこの問題について指摘をされております。要するに直接搬入するものが高く、なんで袋の方が安いのか、というようなことの論理がありまして、この単価の改正をさせていただいたところでございます。

宮田俊之君 先ほどの岩野議員の関連になりますけれども、89号議案で第4条の部分。前回の臨時議会で委員会構成とか広域連合が行ってございました地域振興の事業について継続

していただくと、いうふうに私、答弁をいただきましてよかったなと思ったんです。実際ここでこういった条例もあがりまして、どういう事業に使っていかうということで協議会の方に諮っていくのかといいますか、中身についてどんな事業のアイデアといいますかをお持ちなのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

企画情報課長 原則的には現在、広域連合がやっているものはそのまま踏襲しますので、現在やっているのはやります。そのほかは協議会のなかでそれぞれまたまた会議を開いてごさいませんので。ですけれども新年度になりましては新しいこういったものに取り組むか。国際的な関連も含めまして、それらを取り込むというようなかたちになってございます。それらとまた一般の方々のそういった要望とか、そういうのを取りまとめたなかで今後、湯沢町と協議していききたいというふうになっていきますのでよろしくをお願いします。

宮田俊之君 ありがとうございます。湯沢町と一緒に使って行けるということで大変期待しております。前回のこの広域の方の事業では非常に細かくこう分かれておりまして、なんというんですか、総枠がやっぱり額が少ないということで。できましたら横断的に使えるようにですね、総枠でこう自由に裁量ができるようなかたちでの事業募集というのを、お願いできないかと思いますがいかがでしょうか。

市長 今までの広域ですとそういう運用をしてきましたが、それらも含めて本当にそれでよかったのかどうか、そういう検証も含めて新しいその協議会のなかでいろいろ相談していききたいというふうに思っております。

それからひとつこの92号議案について値上げ、値上げという話ばかりされますけれども、ちょっとこう見ていただきたいんですが。一般の指定15リットルが30円、これを廃止して30リットル、倍にしても35円とかですね、実質的には一般の庶民の皆さんには相当、配慮しているつもりであります。それからシールも20円、今度は10リットルで20円ですね。まあ一般のこの買い物袋10リットルは、ともてたしか入らないと思うんですね。ですからその値上げだ、値上げだということばかりじゃなくて、そういう部分にも配慮をしてまた住民の皆さんにお知らせをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

牧野 晶君 おはようございます。前回の先週の一般会計予算のなかで、やはり今まで1万3,000円の15年度だか14年度、1トンあたりの維持費が。それが今回1億7,000万円ぐらい見込んであるという話をされると、やっぱりそれが経費が当初見積もったやつよりも高くなることによる、値上げ、値上げというイメージになるのかなと思うんです。

そういうイメージがまあ私は強くなってしまいうんですが。今の市長の答弁は非常に上手い答弁でいい答弁だなという思いがあったんですが、それとはまた別個として将来的に今、1万7,000円程度で済むという話ですけど、それがもっと上になるという予想が、ついているのかついていないのか。

1万7,000円でギブアップで白旗を掲げるつもりじゃなくて、1万7,000円もしくはそれよりも下げていく、という答弁じゃなくて、今現在で要は川崎技研さんとの話のなかで

は、将来的に「おごったいや、2万円になるいや」なんていう話があるのかどうか。もしないようであれば、将来の見通しについて計算していないようであればなんで計算していないのか。計算しているのであればなんで公表しないのか。そのあるかないかについてちょっとお聞かせいただければと思います。

環境課長 計算はしておりません。ただ、5カ年計画とかそういうもののなかで広域の方で作っておりますので、そのなかでは推移を見たなかで1万7,000円ですか、それはある程度想定したなかでの対応だというふうに聞いております。ただ、その経費の節減につきましては、将来に亘ってはやはり指定管理者制度の導入も含めて、やはり経費節減を図っていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

牧野 晶君 まあ、5年間は1万7,000円ぐらいということですね。

環境課長 のことで話をされてきました。

若井達男君 93号議案ですが、この市が設置する一般廃棄物施設に係る生活環境影響調査の結果のこの縦覧という手続きに関する条例です。これはこれでいいわけですが、この縦覧に関して利害関係人が意見書及びまたその調査結果を付けて、市長に意見書を出すことができるというふうになっています。この意見書の提出をされた時の取り扱いには、どの程度までこの意見書、調査結果等が考慮されるものであるかどうか。その辺は特段の定めがあるかどうか。その点をひとつお聞かせください。

そして今1点ですが、先ほどもでておりました92号議案です。手数料の関係、廃棄物の。それで不燃ごみのそれぞれには規格等があってまた価格も定められておりますし、持込等にもありますが、このボイラー等不燃ごみ、こういったものについては大きさ等の定めがなく、個人の持込の場合は1台であればこの定められた料金でいいのか。

ということはなかなかボイラーも大から小までありまして、個人の所有であっても場合とすると重機等を必要として、吊り上げ積み下ろし等が必要とされるほどのものもまだまだ実際のところ出てきております。そういったものもやはり取り扱い上はここに定められたこの金額でいいのかどうか。電気マッサージ機にしてもこれも大から小まであります。

実際のところこれらが現場に入った時には割合とスムーズに受け取ってもらえない。そういった現場のその時点で待ってくれ、とかというようなことが生じるおそれがありますが、その辺はいかがでしょうか。

環境課長 まず1点目の93号議案の件の内容でございます。特に定めはございません。ございませんが、やはり評価の関係が環境影響評価だとかそういうものをもっと照らし合わせて対応していきたいというようなことであります。ですので異議や、異議というか意見書が出て、それらをそうしたなかでどういうものがその人が言いたいのか、吟味しながらやっていくというようなことでご理解願いたいと思っています。

それからもうひとつ、確かに今、広域連合でやっているものの条例に基づいたものをそっくり受け継ごうとしている内容になっております。ですので今、議員が言われましたように大きいものも小さいものも確かにありますが、今の段階では営業用、事業用のものを持ち込

むようなことを想定したことでない、というふうなことで考えているところでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思いますが。

若井達男君　そうするとこの意見書、環境調査結果は十分に考慮されると。すべてということじゃないわけですけど、十分に考慮されるというふうに考えればいいわけですね。はい、終わります。

和田英夫君　施政方針のなかでは、いわゆる魚沼市のエコプラントとのいろんな条件の違いを解消していこうと、こういうふうに言われているわけでありまして。今ほどの特にこの92号の関係でありますけれども、今までの連合の考え方をそっくりこっちに引き継ぐんだという言い方をしているわけで、特にそこには大きな問題はないとは思いますが。

例えば今ほどの92号の指定袋のいわゆる料金設定なり、そういう面では魚沼市のエコプラントの関係との話し合いをし、料金的な統一あるいは指定袋の統一などなどですね、などなどこの際、協議をされてだされた議案なのかどうかちょっとお伺いします。

環境課長　魚沼市との協議はしておりません。というのは広域連合の方では広域連合で自ら値上げについて構成町、要するに市とそれから湯沢町に話が事前にありましたが、その時は相当高い値段の設定をされておりました。で、今言われますように魚沼市との価格差がありますので、それらをなるべく少なくするように協議をしているなかでこの料金設定になっております。以上です。

和田英夫君　協議をしていないという答弁だったと思うんですね、今ほどはね。おそらく12月の市長の行政報告のなかにもいわゆる環境、ごみ行政は2つの受け入れ条件の体制の中だが、市民には同じような環境のごみ行政にしていきたいということでの考え方をし、さらに今回ここにもまた考えを述べておるわけですからね。

まあまあ連合時代からそのごみの関係については私もエコプラントとこの南魚沼市なり南魚の広域連合の違いというものを承知し、連合議会で私も議員の時にもその辺のこう質疑をした経過があるんです。この際こういうひとつの節目の時期ですから、少なくとも答えはどうかであれエコプラントの関係、魚沼市の皆さんとできるだけ同じようなごみ行政というかごみ環境の協議があってしかるべきだと思うんですが、しておりませんというのであるとするならば、市長のこの施政方針の考えとちょっと乖離しているような気がするんです。

私は少なくともまあまあ段階的にはやっぱり同じような環境ごみ行政をしていくべきだということで今、質問をしているわけですけど、ここでしていないというのは、いささか執行部としてちょっと配慮が足りないのではないかなという気がします。

市長　これは今、課長が触れましたように、この今の条例改正の中でのその協議というのは特にしておりませんが、ご承知のようにし尿は今、北魚沼地域のもの全てここに受け入れてやっています。これも魚沼市の考え方は、新たにし尿処理施設をもう作る考えはまずほとんどないと。ですのでずっと南魚沼の方にお世話になりたい、ということは非公式的には話をしております。首長同士で。

そして可燃物処理につきましても、ゆくゆくは一体化をしていきたいね、という話はお互

いしているわけでありまして。そういうなかでその料金体系を今ここで相談をして揃えるという部分については、さっき課長が言ったようにちょっと当初の案と今の魚沼市側のそのエコプラントとの差がありすぎて、ということで、構成市、町から話があってまあまあ極力近づけられる、しかし若干の値上げもやむを得ないという部分でこういうふうにさせていただいたわけでありまして。担当者同士でのそういう細かな話はしておりませんが、将来的な方向は星野市長とは、度々話はしておりますのでその辺でご理解いただきたいと思います。

和田英夫君　　トップ同士の話し合いは結構でありますけれどもね、それはそれで大事なことですし結構で、市長の市政は評価をします。問題はその考え方が、いわゆる現場の課長なりそういう方々につながらない。それが間違っているとか正しいとかそういう意味じゃありませんけれども、日々この行政はやっぱりより市民の利用しやすい行政対応をしていかなきゃならんわけですから。この際こういうひとつの節目の時にはある程度、両町で現場の皆さんが話し合いをしながら、このくらいの差があるが　例えばですよ、例えば2年後、3年後あるいは5年後でいいが、こういう段階でひとつ統一していきたいぐらいのことを、こういう時期にはやはり私は話し合いをするべきだと思うわけでありまして。

これは難しい問題であろうかと思えますけれども、ごみの袋をね、指定袋。私は料金のことを言っているんじゃないです。ある程度同じような価格にしながら、それを同じような袋にしながらというのは、消費者の皆さんが六日町で買い物をしたついでに例えばゴミ袋も買うというような、そういうことの若干問題も出てきているようでありまして。ぜひひとつ担当課も機会をみて、できるだけ早い機会にその同じような環境にしていくような努力は必要だと思えますが、課長の決意だな。

環境課長　　単価の面についての話は、確かに細かい面はお話はしませんでした。ただ、私どももエコプラントの関係がありますので魚沼市とはいろんな価格の面、それから体制の面も協議はしております。協議はしておりますが、魚沼市はこの料金を今の料金は2年前ですか改定をして安くしております。

それはいろんな合併の関係がありまして改定しているというようなことがありまして、今の価格が適正だというふうなことも決して言っているのではございません。一緒な価格になっていく方がいいだろうというふうな話もありますので、今後協議をしながらやはり同じ市民のなかで、大和地区とこちらの地区が違うというようなことのないような体制づくりもしていく必要があるかと思っておるところでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　6件を一括して討論を行います。一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。第89号議案 南魚沼市ふるさと基金条例の制定についてから、第94号議案 南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定についての、以上6件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 異議ありという声がありますので、第89号議案 南魚沼市ふるさと基金条例の制定についてから、第94号議案 南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定についての以上6件については、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

阿部俊夫君 議事進行についていいですか。この前、委員会の時にもちょっと委員長の方に申し上げたんですけども。本来議案というのは日程、議案というのはそれぞれ1件ずつやるというのが原則だと思うんです。広域連合の解散に伴う条例の改正とか、そういった一括して出してあれば別ですけども、日程、議案というのは1件ずつ採決するというのが本来のやっぱり議会のルールだと思うんですよ。

それまあ異議がなければみんなそれでいいんでしょうけれども、こういうふうな異議があったりした場合には、1件ずつやはり採決をして日程と議案について1件ずつやるというのが、これが議会のルールだと思いますので。そのように取り計らいをお願いします。

議会事務局長 おっしゃるとおりのことは重々承知をしているつもりでございますが、議会運営委員会におきまして今回の場合は、1部それぞれ今の場合には6件に数えるんですが、一括議題、一括討論、一括採決でお願いをしたいと、いう議会運営委員会の方でそのように資料も皆さんのところに差し上げているところでございます。そのように了承されたということで私は理解しているんですが。

ただ反対討論があった場合につきましては、その議案は抜き出してその議案について採決をするということをお願いしたいと思っております。今は反対討論がなかったわけでございます。一部の議案についても反対討論がなかったということで一括採決をお願いしたいということでございます。

阿部俊夫君 異議がなければ議運という。私は議運には出ていませんのでわかりませんであれですけども。本来はやはり1件ずつというのがこれはルールだと思うんです。それで反対というかこのなかで、今そういう声が上がったわけですから、それが出た場合にはやはり1件ずつやるというのが、やっぱりそれがルールだと思うんですけども。

議会事務局長 おっしゃるとおりなんです。再三お願いを申し上げているように反対討論をぜひやっていただきたいんですね、一部の議案に反対であれば。全部が反対であるということであればまたその旨、話をしてもらえばそれで結構なんです。そういうことであれば1件ずつ採決をさしてもらおうということになります。今反対討論が何もなかったということもございまして、ひとつお願いをしたいところなんです。どうしても皆さんが1件ず

つ採決だということであれば、それはまたそのようにお願いをしたいと思いますけれども。

議長 今の局長の説明のなかで、議会運営で決定をしている方法で了解を得ているということではありますが。そのとおりに進めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

駒形正博君 やはり異議がなければいいんですが、討論がなくても異議があるんですから、何条に異議があるのかを確かめてそれだけを抜き出して別に採決をするという方法をとっていただきたいと思います。

議長 はい、わかりました。

笹木信治君 私が異議があると申し上げたのは92号議案についてですが、討論をしなかったのは、これはいわゆる値上げ案というふうに見ていますのであまりにも理由は明白でありますので、あえて討論をしなかったということです。92号だけであとの議案に反対というわけではありません。

議長 ただいま反対のありました第92号議案について採決いたします。

第92号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第92号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に92号議案を除く89号議案から94号議案までの5件について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立。よって第89号議案から92号議案を除く94号議案まで、原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第95号議案 南魚沼市家畜指導診療所条例の制定についてから日程第10、第98号議案 南魚沼市斎場条例の制定についてまで、以上4件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 4件を一括して質疑を行います。

中沢俊一君 斎場の改築の件です。いわゆる迷惑施設なわけですが、地域集落とのどんな主な取り決めとございますか、その契約の上でこういうことがなされるのか。ちょっと参考のために聞かせてください。主なものだけで結構ですけれどもお願いします。

市長 思川の皆さん方と数回にわたって相談をさせていただきまして、基本的にこの改築について同意をいただいたわけでありまして。今まで思川区の皆様方にはそれぞれある意味では迷惑施設でありますので大変なご負担をおかけしてきました。そういうなかで環境衛生センターとそれから最終処分場ですね小栗山とかそういう部分の時の例も参考にしながら、思川区の皆さんに打ち切りです。打ち切りで1,300万円の地域整備費を含めた。これは維持管理、用排水路等の維持管理費も含めておりますが、これは30年にわたってと

ということでありませけれども。一応打ち切りで1,300万円を思川区にお支払いをすると。

それから斎場に勤務する皆さん方は、今までどおり思川区の皆さんの方で選任をいただいて、そこに限定をしたとはいいいませんが、思川区の皆さん方の意向を十分尊重しながら管理をやっていただくと。おおまかに言えばその2つでご了解いただきまして、同意を得たというところでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 4件を一括して討論を行います。一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。第95号議案 南魚沼市家畜指導診療所条例の制定についてから第98号議案 南魚沼市斎場条例の制定についての以上4件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第95号議案から第98号議案までは原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第99号議案 南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第16、第104号議案 南魚沼市火災予防条例の制定についてまで、以上6件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 6件を一括して質疑を行います。

駒形正博君 討論に立つほどでもありませんのですが。100号議案について今、総務課長から説明がありました。南魚沼市湯沢分署を湯沢消防署に変えたということですが、湯沢町から事務委託を受けているわけですから南魚沼市湯沢分署の方がかえってわかりやすい。湯沢消防署とするのであれば南魚沼郡湯沢消防署というほうがなんかわかりやすいような気がするんですが、その辺の提案の説明をもう一度お願いします。

総務課長 消防署の組織につきましては、全部南魚沼市の組織の中でございます。そういうなかで当初は大和分署につきましても、署という位置づけで考えて進めてきたところがございます。が、やはりはしご車の設置とか機器類の設置等の基準がちょっと変わって、今後変わってきまして消防署の組織、位置づけになるほどの人員それから機器等の設置がないということで大和署につきましても分署ということで。いったん署という検討を進めてきたところですが、分署という扱いにはさせていただきます。

湯沢署につきましては、連合時代の湯沢分署につきましては、はしご車の設置とか機器等につきまして、機材等の設置がかなり充実されているというようなことで署の格上げといいますが、名称的には格上げさせていただきました。

全体的なその消防組織図の中では、団の方につきましては消防団は湯沢町の指揮下に入りますが、署の方につきましては南魚沼市の全体的な指揮下ということでございますので、規模等々を勘案した中で署という設置が適当という判断で設置をさせていただきました。

駒形正博君　　そういう難しいことを聞いているんじゃないかと、湯沢分署でなくて湯沢消防署というのであれば、南魚沼郡湯沢消防署の方がいいのではないかと申ただけで、管理は南魚沼市が委託されているわけですからいいんですが。そういう難しいことじゃなくてね、湯沢消防署というのであれば南魚沼郡湯沢消防署の方がいいのではないかと。どっちでもいいんです、私は。

総務課長　　市の組織でございますので、郡の組織ではなくて市の組織でございますので常備消防の方につきましては、南魚沼市の湯沢消防署という扱いにさせていただきたい。こういうことでございますのでよろしくお願いいたします。

駒形正博君　　了解しました。

宮田俊之君　　103号議案の消防団員の方の話で、第8条の部分でちょっとお伺いいたします。この文章の中に水・火災その他の災害というふうにあるんですが、今までもありました遭難者を探すとかこういったものにつきましては、今までと変わらないのか。今度、市の方へ入るのでそういったことも行っていくのか。あとは市民が外へ出た際の救助といいますが、搜索等を団員の方がやるのかどうかということをお尋ねいたします。

総務課長　　考え方といたしましては、今までと考え方は変わっておりません。市長の出動要請、出動命令があれば、今までも遭難救助等につきましては市長の方の出動要請を消防署で受けまして、消防団員の出動というふうになったわけでございますので。そんなかたちでその時の状況等を判断させていただきまして、出動要請があれば出ると。そういう体制でいきたいと思っております。なんら変わった形態はとっておりません。

宮田俊之君　　ありがとうございます。それでこれから山菜等を取る方も多くなりまして、山岳救助隊についてはどういった取り扱いになりますでしょうか。今までと全く変わらないということよろしいのでしょうか。

商工観光課長　　山岳救助隊の件でございますので商工観光が所管しております。今の連合との絡みは一切ございませんので、遭難者の救助にあたりましては今までどおりということとあります。

ただ一般の山等の管理の場合と、遭難が出た場合はちょっと若干取り扱いが違います。今、遭難者が出ますと、まず第一報が警察なり消防に入るわけです。そうしますと郡の山岳遭難救助隊があるわけですが、それが警察署長さんがその会長でございますので、そちらの方から市長の方に出勤要請がまいります。そうしますと私どもの方で当然、隊員の皆さん方に要請をかけるわけですが、大変高額な保険料とかそれから日当がございますので、その関係者

の皆さん方、特に身内でございますけれども、その皆さん方に確認をとって了承が得られた場合に、先ほど言いましたが会長の方から市長の方に出勤命令が来て、私どもの方がそれぞれの救助隊の方に要請をするというようなかたちになっております。今までと一切変わりはありません。

宮田俊之君 わかりました。

遠山 力君 それでは最初の100号議案について蒸し返すようなんですけれども。私はむしろこの際、大和分署を大和消防署にして欲しかったんです。総務課長の説明があったんですけれども、はしご車がないから署にできないということはないはずであります。それから人数もただいま17人なんですけれども、そこが本署と分署というのはやっぱり本家と新宅といいますか、分署長というのは所長の管轄の下に動くようにならざるを得ないわけなんです。

それで大和に高規格病院ができますと、人間も動きますし、それからなんかまた別な産業が来たりすることも考えられますので、それを見越しますとやっぱりこの際がチャンスだったので、大和消防署にできなかつたものでしょうか。というのをひとつお伺いします。

もうひとつはこの103号の消防団員の人数のことなんですけれども。先だつてのこの議会で共済費などについて、消防団の定数を減らしたから実員とそれから定員の間の人数の差がなくなったからその経費的に浮いたんだというような答弁がありました。こうなつて定員と実員の格差がある場合は、この上を減らせば確かにこの差はなくなります。でも、実員が減ったからといってしょっちゅう上を減らしていくと、いつの間にかお隣の町みたいになつて消防団員が少なすぎておごつたなんてことになる心配があるわけでございます。

私はむしろ上を減らさないで、下の方から持ち上げていって定員に近づける努力をお願いしたいということであります。今回ここで変えたのはもうそれはそれでいい、実員に近づけたのはいいですけども。これから先今の定員を確保していってできるだけこれを下から持ち上げるように、何も約束しろということじゃないんですが。お伺いしたいんですが、この定員を今後下げないよということとは言えないものでしょうか。

市長 消防団の定員につきましては、下げないよなんてことは言えませんけれども。これだけ少子化が進んできていますので、50、60になつてやっぱり消防団員というのは、非常にそういう無理があるということです。極力下げないように努力はしたいと思つておりますし、皆さん方に消防団員に加入していただくように、それぞれ組織を通じたりいろいろの手段を講じながら、とにかく団員になっていただくということに全力を注ぎたいと思つております。ただ下げないなんていうことが断言ができませんので。

それから分署と署の関係ですが、先ほど総務課長が触れましたように、今回一緒にもう署にしてしまうかというところまで議論をしたんですけれども。やっぱりそれぞれのはしご車がなくなつていい、そういうことは関係ないというようなお話でありましたが、やはり署ということになりますと一定の規模を持っていただかないとなかなか署としての格付けが難しいということでもあります。これは消防署の方できちんと精査をしていただいて、当初は

署でやろうということです。ずっときたんですけれども、最終的に不具合の部分が出てきたということです。

基幹病院等はまた状況が非常に大きく変わりますので、いつできないということではありませんので、やっぱりきちんとしたその条件、機能を備えた時に、当然ですけれども署としての格付けはしていきたいという考え方でありますのでご理解いただきたいと思います。

遠山 力君 分署を本署にということにつきましては、状況が変わればという答弁でいいと思います。

定員の方につきましては、今までもずっと困ってきて逐次どんどん減ってきました経過がありますので、市長はそれから区長様にもお願いするよというふうをお願いしているんですけれども、市をあげて団員の確保に努めていただくよう、お願いしたいんですが、ひとつもう1回おねがいします。

市長 毎年、六日町時代は区長会でありますが、そこに消防団長がおいでいただいて区長さん方に実情を全部話しまして、とにかく消防団員の確保に区長さんも含めてご協力願いたい。これは毎年お願いしているところでありますので。必ず何人以内見つけて来いなんてことは言いませんけれども、そういう努力は十分させていただいておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

和田英夫君 休日救急診療所の関係、99号議案であります。広域連合の歴史をちょっと紐解いてみたら昭和20年代のいわゆるその伝染病の関係から始まって、40年代にかなり具体化が始まって、おそらくこの救急休日もその頃始まったと思うわけであります。あの当時の医療環境からみれば、まさにすばらしい対応だったと思うわけでありますけれども、今は非常に市内の医療関係も、公立もあわせて民間の診療所等々も非常に多くなったわけで、非常にうれしいことでもあります。

したがって私はそっくりこの考え方を否定をするもんじゃありませんが、内科あるいは外科系はかなり整備をされて、というかわゆる機関があると思うんです。強いてこの市で取り組むとするならば、小児科の医療。これは今までの議論の中で大和病院も県立も小児科というのが非常に医師が足りないということですから、この辺をカバーする、ホローするという考え方をするならば、今の時代にあったひとつの考え方だと思うんですね。

内科、外科いわゆる小児科それらすべてをこの休日救急診療所という考え方で果たしているのか。かなりその小児科というものを絞ってやることによって、市のまさに子育て支援のひとつの姿勢のあらわれだというふう思うわけであります。内科、外科も別に否定はしないがそれは今までどおりの考え方の継承、承継だということですから。

私はここはひとつ、小児科医に限って休日救急いわゆる祝日、そういうふうな対応をとるんだという強いメッセージを出した方がいいんじゃないかという気がするんです。市長のご見解を。

市長 和田議員もご承知だと思いますが、この地域は特に冬季間スキー客が非常に外科系の疾病といいますがこれが多いわけでありまして、とてもその小児科に限って

といわれればいいんですが、やっぱりそれはちょっとでき得ない。小児科の体制を強化するぐらいのことは言いたいと思っていますけれども。これはとにかく外科は相当件数がございます。特にこの冬季間は。あとはまた登山だとかやっぱりそういう観光客の受け入れを、きちんとやっている体制のなかで、怪我をしても病院のたらいまわしだとか、初診すらできないというようなことでは、非常にこの地域のためのマイナスという部分もありまして、今までどおり内科も外科も小児科もということでやっておりますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思っております。これをはずすということはちょっと今でき得ない。利用者数の面から見してもでき得ない状態でありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

和田英夫君　私もさっき言ったように全面的にその外科なり内科を否定するものじゃないが、その当時よりは医療環境でかなり市内なり湯沢町を含めて、医療環境はよくなってきたということを反面加えながら、やはり取り組むべきだということで。否定はしないがひとつの市の考え方として。それは小児科の資格あるいは内科の資格をそれぞれ持っている医師もいるわけですから。そういう面ではお願いをしたいなということであります。

たらいまわしの件が出たわけでちょっとそこで不勉強ですからお伺いしますが。まあまあ地震なり大災害は、その地域間の応援体制を組んでいるわけでそれはそれでいいわけですし。今、救急車には救急救命士が乗られて、症状によってどこの医療機関がいいかと、これはそのとおりなんであります。

そこであれですか不勉強でちょっと教えていただきたいわけですが。高速道路を救急車で飛んでいってもどうも間に合わんというような状況の時には、おそらくヘリでのいわゆる救援体制といいますかがあると思うんです。その辺はどういうシステムになっているのか。今度は消防がここに入ってきているということですから、勉強のために。

市長　市長がまだよくそこまで理解しておりません。今、消防長から答弁させますのでしばらくお待ちください。

議長　暫時休憩します。休憩後の再開は11時とします。

(午前10時45分)

議長　休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前11時00分)

議長　先ほどの和田英夫君の質疑に対する答弁を求めます。

消防長　今ほどは防災ヘリ等におけるそうした場合の救急業務に、ヘリを活用できるか。あるいは遠隔地における重症患者が出た場合、その活用においてどうなのかというようなご質問内容だったと思います。

防災ヘリにおける救急活動に活用しようというのは、今からだいたい2年ぐらい前にその議論が持ち上がりました。そして15年からその制度を採用しております。例えばこっちで言えば浅貝、苗場地帯のあこに大きな事故があったと。私どもが救急隊に到着し、これは一刻も早く、もう管内の基幹病院では対応できない。そうした判断をした時には防災ヘリを要請することができます。では要請するその権限者というのは、市町村長、あるいは消防長、

そしてまた医師ということになっております。私どもはそうしたことを踏まえて年に1度、まあ今は山岳救助との連絡をやっていますが、それも含めたなかでそういう認識をしております。

では実際に管内でそういうことがあったかということでございますが、地震の時に大和病院、これは新潟県の防災ヘリではございませんでしたが、心臓の悪い患者を新潟市の病院の方へ運ぼうということで、東京消防庁から飛んできて搬送をしてもらっております。

あとスキー場で1件、石打で大きなやはり事故がありました。その時に県に要請をしたんですが、たまたま県の方が修理中ということで、隣の群馬の防災ヘリを要請をして、原則的には新潟県の3次救急医療機関に搬送するというのが原則でございましたが、その当時受け入れがなくて群馬の方に問い合わせ、そしてまた最終的には横浜の病院までヘリで搬送をした事例があります。

あとは自衛隊関係も昔は活用してはいますが、今は防災ヘリの方もそういうものをおおいに活用しようではないかと、そんなふうな動きでございます。以上であります。

和田英夫君 大変ありがとうございました。私ども非常に不勉強で勉強になりました。そこで今ほどの説明からすれば、例えばそういう大きな災害なりということだと要請はしやすいが、通常の市民の救急出動、救急車に乗せていわゆる病院に向かう場合の救急救命士の判断で、これは早く例えば新潟や長岡の日赤なりそういうところに行った方がいいがなという、その程度のものはなかなかまあ要請できないが、特に確たる理由がなければというふうに私ども認識しているのか。救急車で高速を飛ばしていくと場合によっては間に合わないかな、と判断をしながら、だがないかなそれを度々には要請できないと、こういうふうに受け止めていいのか。

消防長 通常の場合は私ども救急隊が現場に行きます。そしてヘリを要請するには相当準備期間もありますので40分ぐらいの時間が経過します。ですのでその間、もしあれば私どもは原則的にはもう近くの病院でまずは応急処置をしよう。そしてそこでまた医師が判断してこれはもう管内、長岡では駄目だと。すぐ新潟までということになれば、その要請をしての方が早いと思います。そういうような手順ですのでやはり一般的には、救急隊がある程度基幹病院に運んで、そこで医師が判断をしてまた要請するという手順になるかと思えます。

和田英夫君 はい、わかりました。ありがとうございました。

中沢俊一君 非常に細かい主婦の目からのこう質疑で恐縮なんです。104号議案のこれ46ページの方へ、様々な火災予防のこう条例があるわけですけども。45条に(1)火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為というのがあられるわけ。野焼きの原則禁止というような法もできたわけ。非常にマナーはよくなりました。

しかしながらこう5、6年経過しますと少しこの頃、たがが緩んだらうかなというような例も実は耳にしますし、また目にも入ります。今年のように雪折れの枝が大量に出ると思うんですけども乾燥する時期に、これは環境課の仕事になるんでしょうか、また消防の仕事

になるのでしょうか。そういうような何と申しますか徹底と申しますか、安全のための徹底と申しますか。何か策がありましたらちょっと参考までに聞いておきたいんですけども。

環境課長 野焼き等につきましては区長会議等で周知したいと思っておりますし、また広報等で周知したいというふうに思っております。また環境指導員もいることでありますので、その方々と先週会議を行ったなかでも周知をしながら指導をしていくというふうな考え方があります。以上であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 6件を一括して討論を行います。一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。第99号議案 南魚沼市休日救急診療所設置及び管理に関する条例の制定についてから、第104号議案 南魚沼市火災予防条例の制定についてまでの以上6件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第99号議案から第104号議案までは原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第105号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設条例の制定についてから日程第19、第107号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 3件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 3件を一括して討論を行います。一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。第105号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設条例の制定についてから、第107号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてまでの以上3件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第105号議案から第107号議案までは原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第108号議案 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてから日程23、第111号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてまで、以上4件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 4件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 4件を一括して討論を行います。一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。第108号議案 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてから、第111号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてまでの以上4件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第108号議案から第111号議案までは原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第112号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてから日程第32、第120号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまで、以上9件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 以上9件を一括して質疑を行います。

若井達男君 第113号議案について、これを市長にお伺いします。分限です。多分新潟県でも泉田知事になってから職員に対しての分限が発せられたと。人数的に3人ぐらいだ

ったかと思っていますが、この今の広域連合の解散によりまして市に合併するわけですが、この広域連合の職員及び南魚沼市で分限の対象となったような職員はいたかどうか。分限にはたされたというのは聞いていないんですが、それにあったかどうかお伺いします。

市長 私が六日町町長あるいは広域連合長に就任してから分限を発令した事案はないですよ、発令したのは、「はい」の声あり）ただ、今、1件ですね懲罰委員会等を開いて、どういうことになるかわかりませんが、検討を要する案件が1件出ております。連合の方であります。

若井達男君 確かに職員適正化要綱というものがあるわけです。やはりできることならばこの分限の対象者、分限の発令のないように取り扱いをお願いしたいと思うわけです。しかしここに至るについては、やはり採用時のその人格及び能力、そういったものが左右されるところが大であると思います。

やはり職員採用について、またそれに関わらず採用後の本人の行為等により、そういった分限対象になる場合があると思いますが、この点には十分注意されて。しかしながら場合によれば分限の発令等というものも必要かと思いますが。これは答弁結構です。私はそのように考えておりますが、ひとつよろしくお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 9件を一括して討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。第112号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてから、第120号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでの以上9件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第112号議案から第120号議案までは、原案のとおり可決されました。

議長 日程第33、第121号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第36、第124号議案 南魚沼市職員の旅費に関する条例の一部改正についてまで、以上4件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 4件を一括して質疑を行います。

佐藤 剛君 121号についてお聞きいたしたいと思います。この議案につきましては

人勤の部分やらそしてまた前々から言われている5パーセントのところなんで、職員組合等も承知しているところだと思いますし、私がとやかく言うことではないんですが、5パーセントの件につきましては、これから議員の方での発議の件もありますので1点だけお聞きしたいんですけども。

今、合併やら財政状況のなかで、実際のなかの職員の賃金をカット2パーセントぐらいする自治体も出てきているわけなんですけれども、5パーセントというようなのはこの近辺のなかではわりと高い位置にあると思うんです。そこら辺の根拠というのか考え方をちょっとまずお聞きしたいと思います。

市長 5パーセントの根拠は、これは財政健全化計画をずっと策定してきたなかで、それぞれこうはじき出した数字であります。具体的に個々にはとても私が申し上げる部分までいっていませんけれども、これを一応向こう3年間やらなければ、今の市の財政はちょっと立ち行かないとこういうことからであります。これが例えば2パーセントとかでありますと、非常に厳しい。あるいは1割まではカットすることもないだろうと。そういう数字の積み重ねのなかから出てきたその5パーセントであります。

佐藤 剛君 5パーセントという数字、前々からこうお聞きしていましたが、今の説明のなかでいろいろこう検討したなかで一番妥当だということの5パーセントということでは理解させていただきました。私はその数字につきまして、労使間の合意でありますのでよろしいんですけども、ただひとつ、私も市の職員だったのでちょっと実情を理解している部分がありますので、ちょっとお話をさせていただきます。

人事院の勧告によって給与体系が決まっているんですが、ここ、多分私の記憶だと5～6年は実質マイナスの勧告になっていきますし、そしてまた近々の勧告のなかでは4.8パーセントの賃金引下げと、基本給部分の引き下げと。そしてまたこの5パーセントというのと。ここにきて10パーセントっていうのは非常に多分大きいなかで、職員組合、労働組合の方がその財政事情のなかで労使妥協したというのは、財政事情を考えて労働組合の方も非常になかなか大変な決断をされた、というところには敬意を表します。

ただ実態としましては非常に先ほど言いましたように、6年間ぐらいの実質マイナス、そしてまたここにきての5パーセント、そしてまた地域給の導入と。そして合併の協議のなかで私の記憶のなかでは、いろいろ勤務条件的にも働いている皆さんに無理をしていただいている部分が非常にあると思います。

そういうなかでこれからさらに合併が効果あるものとして職員がやっていかなければならないとなりますと、この5パーセント云々とか、この本件のところからちょっと離れますけれども、非常に厳しいなかでの労働を強いられるわけです。ですので健康管理等につきまして、前々から今回の議会のなかでも心配されて質問されている部分もありますけれども、配意されながら行政運営の方に効率的な運営をやっていただきたいと思います。以上です。

岩野 松君 今の121号議案に関してです。地域給にあわせてその5パーセントというのは、確かに私も問題があると思っています。それで組合の幹部に一度このことでお尋ね

しましたら、執行部の方から提案があって、そしてそれを組合としてはそれを飲むとか飲まないとかの決断をする以前に、5パーセントカットもマスコミに流れてしまって、組合としても非常にやり難かったという話もありました。

そしてその上、地域給での問題はもともと国家公務員のなかから出てきた問題で、「地方で減った少ない分は霞ヶ関の職員のところへ加算されるがそなあ」と。ところが我々のはやり場がないというような言い方もしてしまっていて、全体的に言えば約7～8パーセントの賃金カットになるということは非常に痛いんだけど、じき文書協定ができることになっていまずという時点では私、話を聞きました。確かにこういう地方では今現在の国家公務員の身分も安定している上に、比較的生活圏が補償されているという思いで、周りからのいろんな意見はありますけれども、私としてはこれはどうかな、そのプラス、ダブルパンチというのもつらいもんかなという思いがあります。そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

それともうひとつ具体的にその地域給のなかでの、地域の格差をなくするそのなかで、入りたてというか若い人たちは1から3にいく間のその号俸が上がるとかということで、号俸が上がるということでは若干値上げになる方もおられるんです。けれども、絶対的に下がるのが2級なんですか、2級になる77ぐらいから、少しずつですけども減給になる計算になっています。そしてやっぱり幹部の人たちの最高が減るという計算になるんですけども、この下がる時点のそこら辺というのは、だいたい年齢でいうとどれぐらいになるんですか。

市長 この5パーセントの件につきましては、組合の幹部の皆さん方とも協議をした上でありますが。確かに私が最初にこのことを申し上げたのは、職員組合といいますが親和会のあれは解散式だったか・・・(「そうですね」の声あり)旧南魚沼市には親和会という部分がありまして、職員のなかの職員組合じゃありませんけれども、親和会。今度は塩沢が入ってきまして、それを解散して今度は親和会でなくて職員組合で統一しまして、その総会にお招きいただいた時に職員の皆さんには、いちいち伝えませんがごあいさつのなかで、そういう厳しい情勢でありますから、給与の方のカットをお願いしたい、という話をまず申し上げました。それ以前には全くどこに漏らしたわけでもありません。

そしてその後、今度は塩沢の市政懇談会でですね塩沢地域の。この中では各会場でそういうことを今、職員にお願いをしていると。私はやらせていただきたいと思っているということを申し上げてきました。その結果としてマスコミに載ったということでありましょうが、特にマスコミを呼んでこうだああだという話は、その当時はまったくしていないわけがありません。

それと労使の交渉のあり方。これはいわゆる市長が考えていることを、組合に話をする前にマスコミに漏らしたからけしからん、というもうそういう交渉の仕方はこれから私はやめたいと思っております。私の考えは考えとして出します。また組合は組合として考えは出していただければいいわけですし、最終的に折り合わない時は、これはやっぱり条例もでありますから議会の皆さん方から判断をいただくということになるわけであります。

ですから大阪市あたりで言われているような、そういう馴れ合い的な部分　ここにその

馴れ合いがあったということじゃありませんけれども、そういう部分というのはきちんと廃して、そして経過や考え方をもう全部公表していくという考え方にならないと、いつまでたっても公務員は批判をされる、非難をされるという部分が見えてくるんだと思っております。

ですのでこれからも私はそういうことで、いろいろ職員組合との交渉事等になりまして、隠すことは一切しません。そういう私の基本的な考え方です。それは信義に悖るようなことは、これはやってはいけませんけれども、そういう考え方でこれからはやらしていただきたい。

ただ組合の皆さん方から指摘をされた部分につきましては、それはそれとして私も十分こう意を呈しながら、これからきちんとやっていくというお話を申し上げております。最終的には文書をもって合意をさせていただいた、というところであります。

5パーセントは非常に厳しいことでもあります。厳しいことではあります、今、これやっておかなければもっと厳しくなるということでもあります。他の市町村のことは私はわかりません。2.5というところもありますし、しないところもあります。今こうして3年後、できれば1年後でも早く回復したいわけですが、3年後にきちんとした基盤を確立できる、そういうことに向かって職員の皆さん方からもご協力をいただきたい。そういうことでありますのでよろしくお願いたします。

総務課長 給料表で実際にその改定によりまして、若いところにつきましてはこの給料表に移行したなかで下がらないわけですが、影響が出るのはどの辺からということでございます。だいたい34～35歳の方から、その今の給料表の切り替えによりまして引き下げが生まれてくると。15～16年経った頃の職員ということになるかと思えます。

それから先ほどダブルパンチ。地域給の導入とそれから5パーセントカットのダブルパンチという今、表現がちょっとありました。今までもこう何回か言っていましたので条例の説明のなかでは省かせてもらいましたが、この新しい給料表になりまして課長職のかなりの年配のところに行きますと、7パーセントぐらいのマイナスが生じるわけです。今、私が言いました34～35歳のところに行きますと3.5ぐらいのマイナスになるわけでございます。今もらっている給料につきましてはそれを現給補償いたします。新しい給料表との差額の部分につきましては、補償いたします。ただ何年か給料が上がってくるなかで、その給料表に到達したところからまた給料が上がっていく体制になりますので、今もらっている給料から新しい給料表に切り替えて下がるということはない、という考え方をお願いしたいと思います。

それが8ページのところの給料切替に伴うその経過措置ということで、第7条で謳ってあるんですが。現給は補償するというので今まで説明してきましたので、細かな説明はいたしませんでしたが、そういうかたちでございます。ただ、昇給がないという部分はあります。昇給がないという部分がありますが、その35～36歳過ぎた皆さんの昇給が遅れるという部分がありますが、現給は補償されますのでよろしくお願いたします。

寺口友彦君 121号議案についてであります。人事院勧告の部分については当市がど

うのこの言っても始まる話じゃないと思います。けれども、この職員給料一律5パーセントカットということについては、財政健全化計画のなかで人件費を24億円削減をするという方向が打ち出されて、それが了承されたわけであります。その方向のなかで5パーセントカットということについて、職員の皆さん方も大変な議論があったと思っております。その交渉のなかでいろんな意見が出されたと思いますけれども、私は苦渋の選択を市長は迫ったのか、あるいは職員の皆様たちが賢明なる判断をしたというふうに評価をしているのか。そこらへんをお伺いしたい。

市長 私がこの5パーセントという部分に踏み切ったのは、まさに苦渋の選択であります。職員の皆さん方はその苦渋も当然あったでしょうが、よく理解をいただいて賢明な選択をしていただいたと。同意をしていただいたというふうに感じております。

寺口友彦君 12月の定例会で私は財政健全化計画が提出された時に、これをもう成功に導くためには、やっぱり職員の皆様のモチベーションを高めるためには、特別職の相当のカットがあって然るべきだというふうに話をしました。職員の方々も人勤の部分も含めまして相当の給与削減になるわけであります。それに対して私は賢明な判断をしたというふうに評価をしております。市長もその方向であるとすれば、やっぱり職員の健康面を考慮されて、職員が南魚沼市の発展に寄与するような環境を整備して、ここで職員に対処をしていただきたいと思っております。以上。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前12時00分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 第121号議案から第124号議案に対する質疑を続行いたします。

山田 勝君 121号議案の関連でお伺いすることをお許してください。議案として出てきませんので臨時職員に関して伺いたいと思っております。臨時職員の給与に関する考え方。それとこのたび平均して2.5パーセントをカットといふふうにされていますが、その2.5パーセントの根拠というか考え方。

もう1点は職員より低額で働いております。長年働いているうちには責任も出てくる部署もあるかと思っております。そういった点で臨時の職員の方々はこのたびのカットでの、職務意欲の低下なりフォローなり、そういったところをなされたか云々。そういうものがありましたらぜひお伺いしたいと思います。

総務課長 臨時職員につきましては、臨時職員の給料の実態等いろいろなままでの経過等から給料表を定めておりまして、各職種ごとの賃金を定めております。その中で各職種ごとの賃金を定めております。そのなかで一律5パーセントをお願いするかという、いろいろな経過もありましたが、いろいろな手当の関係、共済費の関係とか、全体的な総合するなかで、やはり5パーセントカットというのはちょっときつ過ぎるだろう、ということで半分程度と。

これも何を根拠にじゃあ2.5なのか、半分程度なのかというところはありませんが、そういうかたちのなかで2.5程度ということで。あとは端数の切り下げ等で2.5にいてないのも少しあるかもわかりませんが、大枠大体2.5のなかでさせていただいているところがございます。

説明等につきましては、一般的な臨時職員というのは長い方というのは、一般職の方につきましてははませんが、病院の看護師、それから保育士さん等につきましては、ある程度長いところもあります。全体的な交渉ということではありませんでしたが、そういう病院等につきましては、ある程度組織的な組合とはちょっと違うと思うんですが、組織的なところもありますので、そういうなかで申し入れはさせていただいているところがございますが、個々の説明等はやらないなかで協力をお願いしたと、こういうことであります。

山田 勝君 その内部的に現状でもそういった正規の職員よりも安い額、さらにここでカットということにつきまして、不満とか意欲の低下が生じるとか、そういった内容はそちらには届いてないでしょうか。

総務課長 そういう内容については特に私どもの方には届いておりません。

遠山 力君 それでは121号議案のこの対照表の2ページ、7番についてお伺いいたします。号級がなくなった人に、もうそれ以上上げないんだよというふうに今回びしっと決めちゃったわけなんですけど、給料表が8あったのが、5つになったわけですね。それで4と5をまとめたということは、このあたりでもって長い間どうしてもいなくてはならない人が出てくるんじゃないかなと、私らは心配するわけなんです。そこのところへもってきて、今度は号級がなくなった後はもう絶対上げないんだよというふうに変ってしまったのについて、どういうお考えかお伺いいたします。

総務課長 給与改定につきましては、市の独自の部分というのは極力廃止して、国家公務員の給与改定に準拠しようということをやっております。そういうかたちになりましたので、例えば5級、6級につきましては管理職のポストでございますので、4級あたりの後半で給料表が足りない部分が出るというおそれもあります。

また現在の8級、今度新6級等につきましても、今の段階でもうかなり上の方で給料表がなくなる部分もあろうかと思いますが、これが新しく国家公務員の給与改定のなかで、ひとつの何て言いますか、規定された部分でもあります。職能給と申しますか、そういう部分でどんどん上には職がつかなければ上には行けないし、そういうなかではある程度のところまで行けばそこから先は給与は上がっていかないという、こういうシステムになってくるわけでございます。この辺につきましては、該当する部分につきましては不満もあろうかと思いますが、そういう給与体系になるということをご理解いただくと。こういう考え方でございます。

遠山 力君 そうしますとこれは国の方針と言いますか、国のものをそっくりこの7号については持ってきたというふうに思っているわけですか。そうしましたら、国のお考えはどういうことかおわかりでしたらちょっと教えてもらえますか。

総務課長 給与につきましては、一般事務職の給与、それから係長の給与、それから副参事、補佐、それから課長、級がどこまでという等級が決められまして、職能給といいますか、定められているわけでございますので、ある程度のところに行けば、そこから上の給与につきましてはそれなりの知恵がついていかなければ給与は上がっていかないというシステムでございます。1年経てば全部上がっていくという給与体系の考え方というのは、なかなかこれからはそういう何て言いますか、1年経てば1号上がるとい考え方はなくなると。こういう考え方でございます。

それから今回の給与改定のなかで、1号が4つに分割されるということでございまして。今までですと1年経てば1号上がるという考え方でございますが、やっぱり勤務状態等によりまして、場合によれば今までの1号が4つに細分化されますので、普通であれば4号上がるわけなんですけど、上がらない部分が出ると。勤務成績によりましては上がらない。3になる、2になる。まして管理職になるとまた先ほど言いましたように、3しか上がらないというような部分も出てきます。

そういうなかで、55歳以上も今度は1号上がらないわけでございますので、そういう点ではちょっと枠外というのがちょっと出づらくなっているのかなという気がしますが、そこまで細かくやっておりませんが。考え方としては給与が上がるにつきましては役がついてくか、ある程度の年齢になってくると役がついていかなければ上がらないと。それからまた勤務成績等が今後は加味されてくると。こういう考え方だと思います。

牧野 晶君 123号議案についてです。これの第5条の救急業務のために出勤し、困難な救急業務に従事した場合とか、あと、著しく危険な、というのがあるんですけど、これは例えば、困難な救急と誰が判断するのか。そして仮に困難というのがあるけれども、今までの過程として必ず出勤すれば必ず200円出していたか。その点をお聞きしたい。

後、災害現場で地上10メートル以上の不安定な箇所とか、こういうのがありますけれど、1回200円ということですけど。10メートル行って、それに対して1回ずつお金を払うのかについてまずお聞かせいただきたい。

あと、先ほど来、今回5パーセントの給与カットというのは非常に言われていて、一部のなかでは景気という声があるんですけど、あまり気を落とさずに。年収に対しては3.7パーセントというので、そういうふうな気持ちでまた5パーセントだども、でも年収にしてみたら3.7パーセントかという明るい気持ちでね。年収に対して5パーセントじゃないんで、明るい気持ちでぜひ町内のね、市内の消費等、また景気に好影響を与えられるように頑張っで欲しいなという思いがあります。

あとそれと給与法について。地域給によって、私の聞き方がちょっとまずいのか、ちょっとわからないんですけど。今度は昇給が、その給料の額になるまで昇給が停止するような話だったんですけど、じゃあ理論的に何年間の停止になるのか。昇給が、基本給が上がっていくのに対して、追いつくには何年したら追いつくのかについて教えていただければと思いますが、その3点についてお願いします。2点ですか。

総務課長　　まず消防の困難な業務ということでございます。今までの何て言いますか、広域連合のなかでは消火業務に従事した消防職員と、こういってございまして、火災出動手当ということで、出動1回240円ということであったんです。今回の改正によりまして、消火救助業務という、この5条の1でございまして、出動しても消火業務に携わらなければ手当は出さないということになりました。

それと2条の関係。危険かつ困難ということで、通常、捜索に出た程度では出さないという今、考え方で。それにつきましては救急業務等につきましても、一般的な救急搬送等をやっただけではつかないんだと。

そういう考え方で、捜索等につきましても、困難な捜索をすると。出動だけでは、今まで出動手当というかたちで出ておりましたんで、出動して業務をやっていただくと、そういう内容でございます。

火災現場の地上10メートル以上の不安定な箇所での救助作業につきましては、1回ということでございますので、大体1出動を1回という考え方であります。その出動のなかで1、2回動くことはあろうかと思いますが、出動1回という考え方でございます。（「誰が判断するのか」の声あり）消防長が判断してつけていただきます。

それから地域給の関係で新しい給料表になりまして、現給補償でいきまして、昇給がある期間ストップになるわけでございます。それにつきましてはみんな対象が違いますので、この減額の差額が全部違います。3年もかかるところもありますし、1年で終わる、1～2年で元になるところもあろうかと思いますが。そういう考え方でございますので、一概にはちょっと言われません。以上です。

牧野 晶君　　給与法の件からまずお話ししますが、一番多いところはどの辺なのかちょっと調べていたら教えて欲しいんですけど。要は1年で上がるのか2年で上がるのか3年で上がるのか。イメージとして5年くらいストップなのかなというイメージがちょっとあったんですけど。どの辺が一番あれなのかをお聞かせを、もしわかればいいですんで、わかればお話ししていただきたい。

あと、広域連合のときはこっちの123号の方になりますけれど、広域連合のときは出動したら1回くらいだというふうに出ていたって言うんですけど、1号の場合は火災中での消火、救助もしくは救急業務。これは要は119番出て、火が出た場合はこれはもう1回200円払ったわけですね。以前は240円だったというふうなことを言われますけれど結局は。救急業務のため出動し、困難な救急業務に従事した場合とか、要はどこからどこが困難というふうに。一般的に例えば、山に遭難に行つたと。基準が本当にわからないんで、消防長が言うというのだと。じゃあ消防長が例えばここの　ここのなんて言えばあれだけでも、3階まで登って行ったから困難だった、なんていうふうに決めるのか。1件1件やるのか。どういうふうにして決めていくのかが、非常にわからないなという思いがあるんですが、その点しっかりとちょっと。

よく言われていたのが、消防士さんが消防士としての仕事をしているのに、1回出ること

に手当が出るというのはどういうんだという話があったわけですけど。その返答を整合していくと困難な救急業務、ちょっとなかなか厳しい表現でもあるし、また1回につきいくら出していくというのもなかなかどうなのかなと。私はちょっと難しい点があるんじゃないのかなと思うんですが。まずはどこからどの基準。消防長が決めるんじゃないかと、どこからどこでというふうに判断しているのかについて、しっかりとした答を聞きたいんですが、お願いします。

総務課長　まずこの特殊勤務手当。連合解散にともないまして、市の業務として行うなかで、どこまで外すかということで、消防職につきましても当初の考え方としてはもう消火活動というのは職務のなかの仕事だから、そこに手当を出すのはどうかという議論もかなりありました。そういうなかでいろいろ近隣市町村の動向等、調査させていただくなかで、やはり出てないところはないんですね。消防士さんの火災の出動に対しましての出動手当というのはみんな出ている状況で、ここの消防士だけ出さないというのはなかなかできないというなかで。では出動しただけでは出しませんと。実際の消火活動があったものしか出しませんというのが消火、救助もしくは救急業務の死体収容とか、具体的にここで業務内容を入れたわけでございます。

2の方の災害時において著しく危険かつ困難な状況ということも、通常の平場の搜索等で出動、それから事前調査等で出た段階では出しませんと。実際の搜索活動をやっただけ、消防士さんが出てやっただけ、搜索活動につきましては、やはり最前線で歩くわけでございますので、かなり危険が伴っております。今年の春なんかでも魚野川、川の搜索とか、いろいろなことやっていただいております。具体的なそういう危険が伴う搜索活動につきましては出しますが、ただそこに連絡とかいろいろな業務で消防職員が携わるわけでございますが、そういう部分につきましては出しませんと。具体的な活動をした部分につきまして出すと。そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中沢俊一君　私は山田議員の質疑に対して、私は同じような懸念を若干持っています。というのは正職員であれば表向き5パーセントとは言いながら、ボーナスにも手当にもこれは波及しないわけですけども。始めからそういう手当やボーナスがない臨時職員であれば2.5パーセントはもろにかかってくるわけです。そういう手当、ボーナスを計算すれば、牧野議員は3.7パーセントと言いましたけれど、私は3パーセントくらいだかと思っているんですよ、正職員は。

そうすると本当に臨時職員にしてみれば、「なんだおい、こっけの待遇で」というかたちで私は労務管理上、少し心配だなという気がしてるんです。なものですから、まあまあできることであれば、正職員が元にその給与が戻るちょっと前に、前に段階でね、めぼしがついたら臨時職員はやっぱり戻してやるという、そのような配慮が私は欲しいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

市長　臨時職員につきまして、それは確かに正職員とは相当の開きありますので、よくわかりますが。臨時職もご承知のように全くボーナスがないということではありません

し、あれは1カ月分だったかね。勤務状態のなかではいわゆる長期的な 1 カ月勤めて辞めたとかそういうのは別ですけども、経年的にやってらっしゃる方には一応手当も出しています。ですから全くないということじゃありません。

ただ、厳しいことには変わりありませんので、状況がいい方向に向けば、臨時職員を率先して正職員を後にしてなんてことにはならんかもわかりませんが、一緒のなかでやっていければというふうに思っています。

一番はさっき課長が触れましたように、病院職と保育現場。この皆さん方は本当にそれがなければなかなか、いなければ回らないという部分もありますので、そういう面の気持ち的な部分は、私のなかにもしっかりとありますので、配慮される部分は配慮していこうと思っております。

和田英夫君 午前中からの質疑でいわゆるその苦渋の決断、あるいは賢明な選択ということでこれが提案をされているわけであります。そこで各種補助金負担金の一覧表を見ると、職員厚生補助金も30パーセント以上削減されているわけです。私はこの状態のなかで市長の考え方、あるいは職員の判断、これはやっぱりこの時期は正しいと思って、支持をするわけであります。

そこで市長、確認ですけどね。3年間我慢してくれという言い方、それも私はいいと思います。健全化計画は5年だと、考えを出して。じゃあ3年後に例えば元に戻すという考え方、あるいはなかなか状況厳しいから3年後は5パーセントと言わず、4パーセントだ3パーセントだ、2パーセントだ。こういうかたちなら私は理解できるんですが、3年後経ってみただけ、やっぱり5パーセントだと。また引き続きやらなければだめだとか。あるいはどうも情勢厳しいからもうちょっと上乘せしねばだめだとか。こういうことはない方がいいわけですけど、まあまあ予想はある面されるわけです。

そのとき。そのときには市長の指導力と言いますか、その辺に何がしか出てくるというご認識をもたれているのか。俺の責任じゃないんだと、諸般の情勢だからということをやむを得ないということか。その辺の市長の3年後の心構え、これをお伺いします。

市長 今のところ3年後と言われますと、私の任期が向こうへ行っていますので。とりあえず職員の皆さんとは、3年でとにかく元に戻そうと。戻すように努力させてもらおうと。それもじゃあ3年間ずっとやるのか。いや1年ごとに検証いたしまして、状況がよければ、もうその状況がよくなった時点で一度に戻せるか、数パーセント分けに戻せるか、それはわかりませんが、そうしていこうと。

例えば今、おっしゃったように最悪の場合、3年後にどうなるかということではありますが、状況が好転しないで、それ以上にまたお願いしなければならないとか、そのまま継続してくれとかということもあり得る話だとは思っております。そのときは当然でありますけれども、市長がきちんとしたまた説明責任を果たして、そして指導力 こういうところにあまり指導力なんて言葉は使いたくないんですけども、とにかくお願いをして。回らないわけでありますので、いくら見栄をはって見たって財政が回らなくてことになれば、これは本当にもと

もこないわけでありますので、そういう実情をきちんと理解をしていただくような努力をして、ご協力をまた願うことだと。今のところはその程度しか申し上げられませんが、当然ですけれども、市長が一番前面に出て、責任を感じながらやっていくということであります。

和田英夫君　　そういうことだと思いますけれど。私が言ってるのは指導力というのはかなり柔らかく表現したつもりで、つまり3年というひとつの表現をしながら、いわゆる苦渋の決断と責任を果たすということですから、あといわゆる市長としての政治責任をひとつ賭けながら一生懸命この3年間について、あるいはその3年後についての財政の建て直しをやっていただきたいと、こういうことの意味でありますので、よろしくお願いします。

市　　長　　政治責任云々につきましては、今ここで私が申し上げるべき問題ではありませんが、市政全般にわたって政治責任というのは結果としてついて回ってくるものでありますので。当然その政治責任を放棄するなんてことは、どの問題に対してもあり得ないということであります。

総務課長　　ちょっと臨時の賃金のところで訂正させていただきたいと思います。臨時職員の賃金につきましては、合併協議のなかで手当等につきましては廃止しております。それで手当は今、出ておりません。

それから賃金につきましては、大和がちょっと臨時さんの賃金高くて、南魚沼市が低くて、それで調整をとりました、旧六日町を上げた経緯があります。そこにまた塩沢町が合併してその賃金に合わせた経過がありますので、今ちょっと下がったなかでは、旧六日町の方につきましては大体元に戻ったくらいの感じかと思います。大和につきましてはその分ちょっと下がったという感じになりますが、そんな状況でございます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　4件を一括して討論を行います。まず最初に原案に反対の方の討論を求めます。

笹木信治君　　121号議案について反対の討論をいたします。本案の大もとは政府の三位一体の財政改革にあることは明白であります。そのことはまたかという声もあるかと思うので、申し上げます。去年の夏の人事院勧告、これが4.8パーセントの影響があると。これは給料表ですか、あれをこう8級あったものを6級に圧縮するわけですから、当然本来上がるべきところが上がらないという人が出てくるわけですね。下がる人は出てこない。圧縮しただけですから。だけどそういう巧妙なやり方で実質給与を引き下げていこうというのが狙いであります。

加えてこれが今年の4月実施されるにともなって、本市では財政計画、そうしたなかでも職員給与の問題が市長の方から提起されて、5パーセントの引き下げ案が、合わせて提起されています。これは私は職員にとってみますと、大変大きな出来事ではないかと思うんですね。

本来合併して市になれば、給与は上がるのじゃないかと、水準がレベルアップされるのではないかというような期待を抱いていた職員もあったかと思うわけですが、これは逆に下がるわけですから。この影響はやっぱり私はいろいろな面であるのではないかと思うわけです。

自治体の職員は全体の奉仕者ですから、住民の方と日頃向き合っている。そういう意味では他の仕事にはない気苦労も多いわけでありまして、私はそうしたことに對してふさわしい給与を支払うということがなければならぬと思います。

私は士気の点を心配するわけですが、特に本市の場合は病院をはじめとして現業部分が多い。私はそうした皆さんが、やっぱり働くうえで張り合いをなくすることはないんだろうけども、やっぱり気持ちのうえでは若干あるのではないかと思うわけですね。そうしたことがやはり大きな住民サービスの低下につながるということも懸念されるわけです。そういう意味におきましても私は本案について賛成することはできないと考えるものであります。

市長は3年をめどに年々見直していきたいというお考えのようではありますが、私はこの財源をどこに求めるかということになれば、本案と関係ないかもしれませんが、やはり投資的経費。そこをどう、緊急度を考えながら削減しながら市政を円滑に動かしていくかということに、私は意を砕くべきだと思います。本案に関係ありませんが、この次、ことによると福祉の方にも鉈をいれるというようなこともあるかもしれませんが、あえて一言付け加えさせていただきます。以上をもって反対といたします。

議長 次に121号議案について原案に賛成の諸君の発言を許します。

(「なし」の声あり)

第121号議案に対する討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 ただ今、反対討論のあった第121号議案について採決いたします。第121号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第121号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に122号議案から124号議案までの討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

討論を終わります。

議長 採決いたします。122号議案から124号議案までの3件について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第122号議案から第124号議案までは原案のとおり可決されました。

議 長 日程第37、第125号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてから日程第40、第128号議案 関越自動車道の救急業務に関する事務委託についてまで、以上4件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 4件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 4件を一括して討論を行います。一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 一括して採決いたします。第125号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてから第128号議案 関越自動車道の救急業務に関する事務委託についてまでの以上4件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第125号議案から第128号議案までは、原案のとおり可決されました。

議 長 日程第41、第129号議案、財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第129号議案、財産の取得については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第129号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第42、第130号議案 第1次南魚沼市総合計画についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

若井達男君 2点ほど課長にお伺いします。この総合計画策定の経過、背景等は説明いただきましたし、ここに書かれてあるとおりだと思います。この前段として、各旧町の時代に平成14年、15年くらいまでにそれぞれの町で都市計画マスタープランの作成をなさないと。これが20年からくらいの年次計画というようなものがあったわけですし、それぞれが作成したわけです。それとのこの総合計画とのかね合わせはあるものか、ないものか。やはり新市建設将来計画に基づいて立ち上げただけであるか。その点を1点ひとつお願いします。

それと今ほどご説明がありましたが、この財投、財政投資。これはやはり各旧町時代にでもそれぞれ各年次を出して、3年ごとのローリングどおり追っかけていたわけです。金額的には今、出ないと。いつくらいにこの18年度分については出るのかどうか。合わせて今現在でおおよその金額、枠がどの程度のものが考えられるか。おわかりでしたらその点をひとつお願いしたいというふうに考えております。

旧六日町時代でもこの財政投資、財投については大体20億円前後で、年間これが計画されて投資されてきたというような状況になっていたと思います。そういったことで、おおよその金額で結構ですが、それがこの新しい南魚沼市、旧3町が合併した時点でどのくらいの枠になるか。その辺がわかるようでしたら、ひとつ答弁をお願いいたします。以上です。

企画情報課長 最初の方の土地利用計画、マスタープランの関係でございます。新市に入りまして、この後の都市計画、総合計画、マスタープラン等策定する予定がございますので、そういった意味でここにちょっと先ほど申し上げましたけれども、21ページなんですが、この部分のみのふれということで、従来の都市計画マスタープランからの引用等は今回行ってございませんのでお願いいたします。この後また計画がきちんと決まっていくときに、そういったなかで考えていくという内容でございます。

それから18年度の実施計画。確かに予定事業費。今ちょっと資料もってきてございませんので、後ほどご答弁いたしますけれども、18年度の該当、予算から拾い出した金額については精査してございますけれども、その金額をちょっと今、把握をしてございませんので、後ほどちょっと述べさせていただきます。

若井達男君 精査してあるということですので、できましたら、これ本議会中で結構です。今日でなくて結構です。本議会中で結構ですので、ひとつこれは議長にお願いしますが、議員の方に全員にということで資料配付をお願いして、資料請求をお願いしますが、議長から取扱いをお願いいたします。

合わせてこの都市マスタープラン。これは確かに旧町それぞれの単位でやってきておった

わけですので、あらためてひとつこれは南魚沼市として当然その全体枠で今度は考えていなくちゃならないというふうに思うわけですので。これはやはり時間をかけるものでなく、短時間のなかに早急に仕上げて、やはり10年とは言わずに、20年後、それを目処にやはり計画していただきたいというふうに考えております。よろしくお祈いします。

市長 前段の部分についてです。この3カ年のなかの一応この一覧表を見ていただきますと、本予算書に載っている部分。これが18年度だということですので、その集計は今ちょっと数字はつかみませんが。これはまたあれですか、いちいち全部拾い出して・・・

若井達男君 これに入るのであれば、ぜひとも入れていただきたい。18年度分の。実施計画があるわけですが。

市長 それは今申し上げましたように、無理だとは言いませんけども、議員の皆さん方、全部予算審議してこれおわかりじゃないでしょうか。相当でかい項目ですので。ちょっとその辺があれでしたので。

若井達男君 確かに市長のおっしゃるとおりで、それはわかります。しかしこの総合計画のなかの実施計画は、それが一目瞭然にわかるためにこの実施計画書を作るわけですので。この予算書のなかにあるということは確かにわかっています。そういうことをひとつその実施計画のために全部まとめあげたものがここで、今日とは言わず、議会中に出せるのであれば、ひとつお願いしたいと、そういうことですが。

議長 じゃあ資料の提出は会期中にひとつお願いいたします。

企画情報課長 土地利用計画につきましては、10年先といわず考えますので、よろしくお祈いします。

牧野 晶君 3点について。まず財政計画について、15ページに載っておりますけれども、これを見ると、前半5年においてしか出てないのかなという思いがあるんです。前半5年何とか頑張りますよと。だけれどもやはり私が思うのは、5年も重要だと思っけれども、11年後からしんどくなっていくのは、もう財政シミュレーションで出てるわけですよ。

合併のときの財政シミュレーションで出てるわけですから、いつの時点で考えていくのか。その人員計画というのは18年度中に庁舎方式と一緒に考えていくということですが、やはりこの第1次南魚沼総合計画のローリング、3年ごとにしていくということですが、3年ごとにローリングしたって、10年後のことはそれはあと7年後になってからじゃないとローリングできない。また大きく5年、5年で見直しをするということですが、じゃあ5年後じゃないと10年後の財政計画を考えていかないのかということに、私はなっていくのかなという思いがあるんですけれど。

10年、11年後以降の今度は、今のこの考え方だと三位一体には何とか対応していこうと思っけれども、11年後からの交付税一本化算定とか、その合併特例が終わったときには全然対応を考えていないように、私はすいませんけれど見えてしまうんですが。その点についてどういうふうにお考えなのか。

あと、実施計画が出られて、その資料がちょっと出てくるということですが、また

特例債についてちょんちょん入ってるのがあるわけです。いわゆる特例債が総額だと、特例債をどのくらい今のところ充当、今後3年間でなっていけるのかについて教えて下さい。

あとそれと、個々の案件こういうのであまり言っていないのかわからないんですけど、2010年新幹線問題というのがあるわけです。そのやはりこの新幹線問題というのは非常に大きなものだと思うんです。はくたかが動かなくなったとか、今度、はくたかの代わりになるのが高規格道路だと私は思うんですが、高規格道路でその上越や十日町の人々がどっちに対して、言ってみれば新潟に向くのか、東京に向くのかという方向的に考えていくと、私はやはり十日町から下の方へ下るのは道があるわけですけど、上の方に上る道はないわけですよ。それカバーできるのはやはり十日町からばつんと入ってきた、十日町から魚沼に来た道としては向こうを整備していくべきだ。17号バイパスは向こうの上の方に上っていくべきじゃないのかなと私は思うんですが、もうそういうふうな新幹線問題もからめてちょっと道の方も考えていただければと思います。

あと、インターチェンジ、こちらに関して大和インターチェンジについて、当初予算でも出てたんですけど。基幹病院ができるということで、それにはまたインターチェンジというのも必要でないかなという、私は思いも感じてる点はあるんですが。ただ1点だけその維持費を、その職員さん JH、ハイウェイさんが来たときの職員の費用の負担というのを、当然高速さんお願いしますよ、というふうにしてると思うんですけど、その点についての考え方。個々の考え方をちょっと聞いて申し訳ないんですが、いただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

市長 第1点目のこの10年後というんですね。ご承知だと思いますが、今、この基本構想という部分は財政問題とか、そういうことに特に触れた部分ではなくて、10年後にはこういう地域にしていきたいという部分が、おおまかの載っているわけですね。その下に今度は基本計画ができて、今度はおおまかな事業名も含めた、それを5年見通して、5年後にはもう1回見直してまた5年後見ようと。そういうことです。それでそこへ至るまでに、この実施計画で3年ごとに出しますが、1年ごとにローリングしていくわけです。1年ごとに。3年後と1年ごとにですね。そこで初めて具体的な部分が相当細かに出てくるということでもあります。

10年後の財政計画を見通せということではありますが、10年後は10年後なりに合併の際のシミュレーションは作っておりますけれども、今、私たちがその財政部分できちんと見通して何とかやらなければならないというのがその5年。いわゆる財政健全化計画が5年ありますので。ちょうどこの18年からスタートして総合計画の基本計画とそこがちょうど一致するわけでありまして。ですからまずそのことを達成し得なければ、10年後のことを考えたってどうにもならんという状況でありますから、10年後の財政状況は当時、合併時のシミュレーション部分よりちょっと厳しいだろうというくらいの、私の頭です、これは。財政の方はきちんとやっているかもわかりませんが。

まずその前段がありまして、その前段をとにかくにもきちんと達成をすると。そこに最

重点を置かなければならない。ただ、基本構想で示した理想的なこの地域、市づくりについてはそれはそのまま構想として残るわけですから、そこにどういう肉づけを、財政面も含めてやっていけるかというのがこれからの課題であります。

ですので、具体的な部分は、毎年毎年ローリングをしながら見直していくということであり、それが5年のなかに包含されていたものが6年、7年後になる部分も出るかもわかりませんし、あるいは予定していなかった部分がまた緊急的に入ってくるということもあり得ないことではないと。そういうふうのひとつ理解いただいて、まず5年と。

構想そのものは10年、20年も先の構想になるのかもわかりませんが、一応地域のあるべき理想的な姿はここに求めたいという部分ですので、そこに財政問題が全部ついてまいりますと、とてもとてもこういう部分が言葉としては出てきませんので、そういう理解でお願いしたいと。

2010年問題は非常に大きな問題でありまして、一番はやはり湯沢駅でありますね。湯沢駅、今9,000人以上の乗降客数が7,000人以上がはくたかでありますので、2,000人くらいに落ちる。そうなりますと、必然的に停車本数が減る。浦佐も当然であります。私どもは湯沢も考えなきゃなりませんし、浦佐も考えなきゃありませんが、我々の重点は浦佐であります。ただ、浦佐ひとつが何て言いますかね、そのなかで突出してじゃあこうがあるから、そこへだけ人が来るわなんてことにはなり得ない。

ですから沿線で新潟市を会長とした2010年問題の何て言いますか、協議会を立ち上げて、18年度から予算化もしまして、全体としてのなかでどういう方法を考えていかなければならんのか。どういう取り組みをするのか。個々にはまたどうすればいいのかというのをきちんと具体的な部分を検討していこうという。

そのなかの道路であります、高規格道路はおかげさまで17年、18年度からですか、18年度部分で、あれは17年度で発注したのかな。トンネル。十日町側から入ってきますが。3月はもう無理ですね。4月前後に一応起工式までやろうという運びになっています。

これはやっぱりほくほく線もありますけれども、自動車交通を考えた場合の大きな財産でありまして、私たちはやっぱりこれが開通することによって我々も便利になりますけども、海をもたない群馬、埼玉、この皆さん方やっぱり非常に利用価値が出てくるもんだと。そういうことも含めてこの道路の、私たちも振興策を考えなきゃありませんが、そういう交通の流れをまたどう我々のところへ呼び込むかという、ここをきちんと検証していかなければなりませんし、そういう方向を模索をしたいと思っております。

17号バイパスはそういうことを考えれば上の方からが当たり前だというようなお話であります、これはちょっとまだわかりません。わかりませんが、具体的にいつか申し上げましたように、事業的に進んでいるのは塩沢側です。もう丈量測量ですか、まで終わってそうあります。庄の又沿いの方はまだまだとてもこれからでありますので、具体的に進んでいるのはそちら側であります、これ私どもの要望もさることながら、国交省がどういうふうに舵をきるかということであり、非常に難しい問題です。どちらとも私も言えませんし。

もうひとつ浦佐バイパスもあります。これも基幹病院等が出てきますと、今のままでいいのかという話も当然出てくるわけでありまして、なかなか市内にそういう悩み、嬉しい悩みでありますけれど、3つ抱えて、どちらへ軍杯あげるといのはなかなか難しい部分もありますが。なるべく、全体的に進行していただくように考えていくものだと言っております。

大和インターについては、今おっしゃっていただいたように、そういうことにならないようお願いをしているところで。結果として、そういう維持費の部分で負担を求められることもなきにしもあらずということは一応頭のなかにおいて、そうなった場合、どう対応するか。これはまた、こう対応しますなんていうと、そうしなさいなんてことになりますので、言葉は明かしませんけれども、きちんとした対応を考えていかなければならんと。そして要望は当然ですが、今度は株式会社ですか、になった高速道路の方をお願いをするということでもあります。

牧野 晶君 了解です。

笛木信治君 1点、考え方としてお聞きいたします。総合計画ですから、この南魚沼市をこれからどうやっぱり構築していくのかということが主眼であると思います。冒頭の方の資料にもありますように、10年後には人口は5,000人くらい落ちると。高齢化率も30パーセントになるという数字があるわけでありまして。これは私は団塊の世代の皆さんが亡くなる。それから子供さんの生まれる数が劇的に減ってくるというなかでは、むしろこの数字を超えた結果が10年後に出てくるということも予想できるわけですね。

そういう、仮に10年後の社会を予想されるということであれば、何か計画もいけいけどんどんではだめだと思うんですね。そういう社会が縮小する方向が入っているわけですから。人間の数が、社会は人間ですから。その人間が縮小する方向に入っているわけですから、そこをどうやっぱり収束していきながら、地域の活性化を図っていくかということが、私はひとつの観点ではないかと思うんですが。

そうした点でこう、農業問題なんかちょっと見てみますと、確かにそういう後継者不足による地域がどうこうということも述べてありますが、やっぱりただこの深刻度においては、そう深刻に見てないんじゃないかという気がします。今、地域の集落入って見ればわかりますが、こう勘定してみると、何年か後にはあそこの家はいなくなるというのがずっとあるわけです。これはもう日本全国の農村が、山村がそういうわけで、本当にどの集落へ入ってもやがて集落が消滅していくような方向あるわけですね。

そういうことをやっぱり見越した 見越したと言いますか、そうした現実をやっぱりシビアにとらえながら総合計画というものを考えていかなければならないと思うんですが。そういう点でのこの計画を立てるうえでの考え方、町の商店街でも同じですよ。そういう点ではどうだったのかというのをひとつお聞かせ願います。

市長 当然私も10年後に人口が倍になって、いけいけどんどんだなんてことで考えていたわけではございませんで、この数字の示すとおりであります。そういうなかで、いかにやっぱりその安心をして住んでいただける地域にしていけるかということを考えて

ながらやってきているわけでありませぬ。

ですから、農業問題も商店街の問題も全てそうでありませぬけれども、ただ、だから悲観していくということではないわけでありませぬ。それらを少しでもやっぱりその食い止める部分、そして何て言いますか、質的に発展させていく部分。これら追求していかなければならぬわけでありませぬ。そういう面は、今、皆さんにお示ししている構想のなかにはそういう具体的な部分というのはほとんど触れてありませぬが、基本計画、そしてそれに基づいた実施計画のなかで、農業問題についても、そういうことが懸念されるために、じゃあどういう事業をやっていこうとか、そういうことをきちんと出していくということでありませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

10年後にそれこそちょっと余計なことですが、団塊の世代は亡くなりませぬ。まだ我々です。30年後でありませぬ。団塊の世代はまだ健全でありませぬので、ひとつよろしくお願ひいたします。

関 常幸君 2点ほど質問させていただきます。1点目はこの政策の大綱のなかで、6項目ありませぬけども、そのなかで私はすごく、目標のなか熟読させてもらったなかで、25ページのこの環境の、どの項目がどうこう全て関連してくるわけでありませぬけど、一番私が新鮮に映ってああいいなと思ひたのが、100年後の子供たちに引き継いでいく。特にこの目標のなかで数字が入っているのはここだけなんです。特にこのところを説明願ひえればと思ひます。

また私こう見ていってそう言いながら、100年後のこの計画の説明のなかで、このみどりの100年と一体になって進めていくということで「ああ、そうなんだか」というふうにこう意味合ひはあったわけでありませぬので。やはりこれから私どもがこの6項目、大綱の6、進めていくなかで、また私どもの市がこれからいろんな産業も含めて、観光も含めてしていくなかで、どうしてもこの問題が大事だなと思ひなかに、100年というこのところを非常に大切にしていかなくちやいけないなというように思ひております。その意味をひとつお願ひをしたいと思ひます。

それからもう1点、ぜひこの資料の作り方のなかで、こうあって欲しいなというのがあったわけでありませぬ。ちょっといくつか紹介します。計画のところでは数字を見ていて、非常に私どもが資料としてわかりやすいのは、グラフなんです。例えば47ページをご覧になってください。47ページのところに、これ10年の計画です。現状を表してあります。例えばここにあるいろいろの、2、4、6、7の病気等がありますけども、じゃあ、10年後には、これらがどういふふうにしていこうかという。例えばこれは病気ですので、難しい予測だかもわかりませぬが。

例えば次の、51ページのところにもここに現状が書いてあります。このところもそれじゃ、それぞれの保育サービス今、民間とかいろいろこうあるわけでありませぬけども、10年後であれば予測できるわけでありませぬので、そんなようなのは数字的に工夫できたのじゃないかなと。

例えば55ページ見て下さい。高齢者ののを見ていくと、ここのところは現状が、42年まで出てきております。そのように私どももグラフとか数字が、非常にわかりやすいわけがありますし、今度は教育のところに入っていくとそういう計画はほとんどありませでした。

79ページ、これ見てみて下さい。ここのところも現状が、非常にグラフのなかでこう入ってきておりますけども、ぜひこの循環型社会の創造のなかで、じゃあこれらのごみについては、10年後どのようにしていかななくては、というようなこと。

それから83ページのこの特に私どもの問題になっている地盤沈下のこの推移も、このようにこうなってきましたけども、これから力を入れていこうというようなことでありますので、これらのものも今時点で推定されるような。だからそれに向かって進めていこうということもありますし、本当に推定だということがわかるわけでありますので。わかりやすいというと、ここのところをそういうふうに工夫されればよかったのか。そんな気はありますので、2点だけお願いしたいと思います。

今だからこれを、ここまできて直されないと思いますけども、具体的ななかでそれらの資料を作るなかで、そんなことも質問する。2点だけお願いしたいと思います。

市長 この100年というのは、おっしゃったようにみどりの100年物語という先輩もありましたし、やはり環境、自然という部分になりますと、10年とか20年の単位ではないと。じゃあ50年か70年かという単位で、結局、区切りの100という部分、そういう語呂だと思っております。一番確かここのところに100年と出てきたのは、県で推進してまいりました、みどりの100年物語のその100。環境問題を考える場合にはやっぱり100年区切り。そういうことでの当用だと思っております。

資料につきましてはご指摘いただいたとおりでありますので、私どもまた調査のできる範囲のなかで、これはこれといたしましてまた調べまして、それぞれ数値の出せるものについては目標数値も含めて出していきたく。

ただ、あまりにマニフェストじゃありませんけども、示しておいてそのときそのとおりにならなかったなんていうのが出ますと、これも非常にこう何て言いますか、そのときにいたって失望を与えたり、そういう部分も考慮しなきゃなりません。目標的な部分については今、ご指摘いただいたとおりでありますので、今後そういうことで気をつけながらまた資料作成にあたりたいと思っております。よろしくお願いたします。

関 常幸君 1点目の100年後のものにもう1度ご回答お願いしたいんですけども。今も市長の方から例えば、語呂合わせということでもないんでしょうけども、それらのようなニュアンスもありましたし。私やはり100年という数字使ったのは、この6項目のなかで特にというふうな表現はないと思いますけども、私そこは中心になるんじゃないかなという意味合いでこの100年というのが。やはりそのみどりの100年、例えばそれと追従していくというふうな意味合いじゃなくて、特に市は大事ななんだよというので、私はこの100年というのを読み取りましたので。少し今の市長の答弁のなかではそうなのかなというふうに聞いたわけでありすけども、以上で質問を終わります。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。こういう計画を作るときというのは、作るときには労力をかけてやられるわけですが、これがなかなか浸透するというのは難しいわけです。多分、市民にというような話書いているので、ダイジェスト版を配られるかと思えます。それで今までは議論のなか、今までというかずとなかで、ここに書かれてないのが市民憲章という部分というのが全然書かれてないわけなんです。

具体的にこういういろいろな本当がいいことを書いてあったり、また基本的にはこういうふうにしていきたいというふうになっているわけですが、それを仮にダイジェスト版で市民に配っても、ぱっとは見えますけども、じゃあそれを日常的にそばに置いて毎日見るかという、なかなかまあそういう習慣はないわけです。

だけれどもいろいろな市に行ってみると、市民憲章とかが町なかにあったり、あるいは集会所とかにあたりして。自分たちはこういう市を作っていきますというようなのが、普段何気なくやはり目につくというのがあるわけです。

ここには市民憲章という言葉はないわけですが、この策定をするときに、そういう話というのは出なかったのか。あるいはまたこれから市の目指す方向としてそういうものを作り考えていくべきかというふうに考えているか、この2点をお聞きします。

市長 この策定の際のそれぞれの経過につきましては、後ほど課長から説明させていただきますけれども、今おっしゃっていただいたように市民憲章はこの合併が成就した時点でとにかく早く作らなきゃならんと。そして今おっしゃっていただいたように集会所とか、公共の施設とかそこらに全部やっぱり掲示をさせていただいて、常に市民がその憲章で一体感をもてるというかたちを早く作りたい。

それからもうひとつはこれがどの程度かかってどうなのかちょっとわかりませんが、市歌、市の歌です。前からあった市は全部市の歌があります。そして何かのときにはその市の歌と一緒に歌って、やっぱり市民としての連帯感を持っているということで、この市歌を欲しいと思っているんです。ですのでこれはちょっとすぐというわけにはいかないかわかりませんが、市民憲章については、できれば18年度中くらいにはきちんと策定をしたいというふう考えておりますので、またよろしくをお願いします。

この作成の段階で議論がどうあったかについては、ちょっと私が存じておりませんので、課長の方からお願いします。

企画情報課長 今回の総合計画のなかに今言われました市民憲章の件につきましては、具体的には触れませんでした。あと、市民に対するダイジェスト版等がございますけれども、今回の4月1日発行予定の市政要覧というのがございます。そのなかに総合計画のこのおおまかなところを掲載して、全市民に出したいというふう考えてはおりますので、お願いいたします。

笠原喜一郎君 市長の方から市の歌までというようなことで、今、答弁がありましたが、私もやはり6万3,000の市になったわけですし、また一体感を出す。あるいはいろいろな会合のなかでそういうのが必要かなと思っておりますので、市民憲章と合わせてご検討をお願いい

たします。

樋口和人君 1点お聞きをしたいんですけども。この基本構想、長いスパンのなかでの基本構想でいいと思いますし、この基本計画というのが、10年計画のなかで5年、真ん中に見直しをしてくるということなんですけれども。実際市長が、当初、町長になられたときに、元々その六日町は六日町時代のこの基本計画というのがあったわけです。それはやはりその自分が立てたわけではないなかで動いていくわけですが、この辺のことが例えば自分が首長として、こういうふうにやっていきたい、ああいうふうにやっていきたいといったなかで、その基本計画というのは例えば5年ごとに見直しでいいのか。あるいは、例えばご自分がなったときに、その段階で1回見直しをして、また任期を全うして、その次にまたいやこうだったというふうにしていった方が。その辺の実感と言いますか、なられてその思いとしてどんなもんだったか、ちょっとお聞きをしたいんですけど。

市長 これは総合計画の審議会のなかでも若干そういう議論がありまして、ある委員から何て言いますかね、もっと短いスパンできちんきちんと・・・短いスパンではない、もっと長いスパンですね、5年ごとのその財政部分も含めたきちんとしたものを出せないかとか、そういう話がありました。

それは結局、首長は4年に1度の選挙でありまして、そこまで示してしまっても、代われれば、代わった方がどういうことをやるのか。それについては全く今から申し上げておくこともできませんし、代わった方もそのとおりやれるのか、やれないのか、これはわかりませんから、3年のスパンでという。実施計画につきましては。

そんな話を申し上げたことがあります。基本構想の10年。基本計画の5年分くらいについては、特別私がそれが何て言いますか、考え方が違っているから非常に荷物になったとか、やりづらかったとかという部分はそうありません。ありませんが、人によってですね、それはわかりません。

だけれどもその4年なんて言ったら、あまりにもやっぱり中途半端ですし、その辺が、その5年、10年というスパンがいいのか悪いのか、ちょっとわかりませんが。10年の構想を立てて、5年ごとに見直すということですから、見直しですのでね。ある意味では見直す期間がそこへあるということですから、まあまあそう不都合は感じないのではないかと。しつぱたとほっぺたほど考え方が違えば、これはちょっとわかりませんが。この地域をある程度考えたときに、それほどの差は出てこないだろうという気がしますが、これはわかりません。わかりませんが、今、私は特別不都合を感じたことは今のところはなかったということでもあります。

樋口和人君 不都合は感じなかったということですし、この5年ということで見直しをしていただければいいと思っはいるんですけども。大体のこの2ページ目でしょうか、上位計画ということで、全国の総合開発計画とか、これもありますけれども、これもどうも何か去年の12月に廃案になっているという。総合開発計画法ですかね。これが国土形成計画というような今度は方向にどうもなっていくような 廃案というのはちょっとあれなん

ですが、そういった方向へもどうもなっているようですので、かなり国土計画というかたちのなかでは、上からの縛りが緩くなってくる、そんな感じですので、どんどん独自のという方向で動いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

阿部久夫君 総合計画。なかなか私も塩沢の議会にいたときもいろいろなこういった計画が出て読んでいますが、なかなかすぐわからない。いろいろ変わってくると。見直しは見直しでやっているんですが。私は常々この総合計画を立てるなかでいつも思っていることですが、やはり将来の若い人たち、また今の学校に生徒たち、そういった人と子供たちがいかにしてこの地域に残って、また来ていただいて、そしてこの地域のためにまた活躍してくれることが私は一番大切ではないかなと思っています。

やはりいろいろな産業や、それはもちろん当然そうですが、こういった教育、文化の方にもきちっと学習総合授業なんか出てます。私たちの地域でも子供たちがこの地域の宝、いろいろな文化、伝統等、やはりそして地域のことを覚えてもらいたい。また昔ながらの演劇なりまた地域に残っているものを、石打あたりは歌舞伎やってますが。私はこういったところにもやはり力を入れて計画を立てていただきたい。

そこで教育長さんをお願いしますが、やはりこういったところは、南魚沼市にはこういった総合計画あるのでこれから取り組むんだ、といったものをひとつ学校の教育の方にも示していく必要があるんじゃないかと、そう思うんですが。そういうことについて、どのようにお考えですか。ひとつよろしくお願いします。

教 育 長 この総合計画は今、案が提示されておまして、これから審議をいただく。今、審議していただいているものであります。私どもはそういう意味では総合計画を待ってられませんので、17年度もまた18年度も学校教育の基本方針というふうなものについては、教育委員5名で協議するなかで定めてやってきております。

そのなかでも先般もちょっと触れましたが、例えば地域を理解する教育。地域の伝統、文化、自然、そういったふうなもの、あるいは産業。そういったふうなことも積極的に取り上げて、取り組んでいこうというふうなことでやっておるところであります。

今回と言いますか、この総合計画との対比のなかで、まだまだ不足だというふうな部分が出てくれば、当然取り組みを強化してまいりたいと。こんなふうに考えております。

中沢俊一君 1点だけお願いいたしますが、パブリックコメントというお話がありました。多分、市のホームページの方へパソコンを通じて投稿していただくということだと思うんですけども。聞くところによれば、一桁台の応募しかなかったというふうに聞きました。その辺あれでしょうかね、私はもっと多いやっぱりサンプルでなければならんと思っています。また今後そういうかたちでの募集でしかないのか。あるいはまた他のかたちでこれからもこういうコメントを募集していくお考えがあるのかどうか。ちょっと聞かせて下さいませんか。

企画情報課長 ご指摘のように総合計画に対するパブリックコメントをいただいた方は4名という少数の方でございました。ただ、提案が非常にそれぞれございまして、相当の数、

20程度の提案いただきましたので、その辺はかなり計画中に反映させていただいてはございます。

そういったことで、今後ホームページのなかで一応パブリックコメントをいただく内容等につきましては、今回は総合計画が1回目でしたけれども、今後いろいろ計画が策定される段階においてパブリックコメントを使わなければいけないというようなことにつきましては、今後、随時そういったものを取り入れて対応していきたいと。こういうふうには考えてございます。

今回はそういったことで初めての取組みでもございましたし、インターネット等を通じての対応でございましたので、少数の方でございましたけれども、相当のご提案をいただいてございましたので、そういった意味ではかなり効果あったんじゃないのかなというふうに思っています。

中沢俊一君　　そういう姿勢で私いってもらいたいと思いますし、そういったなかでこの新市将来構想策定委員の48名の民間の方がおられたわけです。私はこの人たちは解散すると言いますか、最後のその会議のときにも提言ありましたが、何らかのかたちで見守っていききたいというような代表の話もありました。この私は策定委員の方々の関心、声というのはこれからも大きい財産だと私は思っております。

また例えばその地域懇談会に出席した方や地方委員の方に、いろんな意味で折々にアンケートをお願いするなりして、動きつつあるこの時代のなかで、やはり積極的にいろんなお考えを拾っていくことは大事だと思っています。その辺いかがでしょうかね。

企画情報課長　　ご指摘の件でございますけれども、市長の懇談会等の場でもございましたけれども、そういった市民の声は大切にしなければいけないという。今までも携わってこられました委員の方々に尊重いたしませんとならないというようなかたちのなかで、今、私どもの方でまた不手際があればでございますけれども、そういったことを尊重しながら今後対応していきたいというふうに考えてございます。

宮田俊之君　　1件だけ教えて下さい。先ほどから話が出てました合併特例債についてなんです。いろいろと国の方の要件も変わってきて、私の不勉強であれば悪いんですが、一定のハード事業についての割合に、ソフト事業は、何パーセントがソフトの方にも使わなくちゃいけないというような縛りが最初、当初の方ではあったのかなと思ったんですけども。今現在そういったことは全くないのかということ。

それと120ページでこの合併特例債を充当した合併市町村振興基金造成による運用益等の活用によって支援します、というふうにここで言い切られている文言があるんですけども、これはどのくらいの予算規模で何かお考えがあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思うんですが。

財政課長　　合併特例債につきましては、今まで市の方で借りてきましたが、何割をソフトの方へというような、そういう決まりはありませんでした。

それから合併振興基金の利子の活用でございますが、おっしゃられるように基金の設置の

基本理念と言いますか、それが市民の融和とかそういう事業に使いなさいということなんです。今のような低利率の時期ではそう利子もかけないというようなことで、今回18年度の予算のなかでは、子育て支援の方へ回させていただいた。市民の融和というそういうあれもあったんですが、たまたまこの地域ではふるさと基金が広域の方から引き継いで、そちらの方でそういうまたいろいろの事業できるというようなことでございました。そういうこともありまして、合併振興基金の方はとにかく地域が存続していくうえには、やっぱりどうしてもそういう融和以上優先しなければならない場合、子育て支援に使いたいというようなことで、そっちの方へちょっとさせていただきました。

和田英夫君 高齢者福祉と少子化の関係で質問させていただきますが、ページ数で言えば54ページに關係するわけですけど、これは基本構想も基本計画同じ考え方のようですが、実は福祉課主催での高齢者福祉、あるいは介護福祉のいわゆる策定委員会のなかで、もちろん高齢者が障害が出たり、認知症になられたときはこれはもちろん地域なり行政なり、關係機関で支えるのは、それは当然だが、家庭、家族という言葉、いわゆる家族の役割、そういうのがないということで、先ほど言った介護なり高齢者の福祉の策定委員会、協議会ではやはりその元は家族だと。家族が大変なところを地域なり關係機関なり、行政が応援するんだと。こういうことでのいわゆる表現の訂正がなされたわけでありませぬけども。

このことで私も関心をもってこの構想なり基本計画見たらやはりその例えば54ページの基本方針のなかでも家庭状況に健康状況だがルールこうしたなかで、市民、行政、關係機関が共同して、それ間違っちゃいないです。間違っちゃいないが、この財政状況のなかでそれはいいことですが、やはりそこをもうひとつやっぱりその家庭も一緒になって高齢者を地域と一緒に支えようという、こういう私は表現なり考え方でいいんじゃないかと思うんですけども、ここへきて表現を変えろとかそういうことじゃありません。先ほどのは案だったから、その表現入れるようにしましたけど、これはここで変更というわけにはいきませんけどね、そういう考え方でいかないと、それぞれの家庭でみんな歳をとっていくわけですけど、さあぼけた。おい、辺りの人、市の人、これじゃならんと思うんですね。やはり家族でやはり面倒見ながら、さらに補いあうという、こういうことだと私は思うんですけど。市長の所見をお伺いします。そして私はこれは端から端までよく見ていなくて、ちょっとどこかに入っていると思うんですよ、入っていると思うが、先ほどもこう出ておりましたけれども、子育て支援はかなりそれなりに努力が見られる。

問題はその前の種まく段階。いわゆる嫁婿対策。これをやらないとなかなか法律で変わって一夫多妻なり、そう何かにならないとなかなかこれは解決できないですね。どこかに、おそらくどこかにあると思うんです。この嫁婿対策を重視しながら子育て支援と、こういうふうになるんですが、どこかに表現されているか、ちょっとそれは担当課で結構です。

市長 家族という言葉がこの部分には出てきておりませんが、市民という部分に包含をされているふうにご理解下さい。家族が今新しい介護保険が見直されて、新しくまた18年から、その3年間の制度がスタートするわけです。これはもうある意味では家庭にそ

の、何て言いますか、介護される人たちを極力家庭に帰してあげたいという、それには当然もう家族という部分が出てくるわけでありますので。家族という言葉は具体的な部分では出てくるね。後で説明しますが、そういうふうにやっぱり一番大事な部分でありますので、そういう理念の下に動いておりますので、よろしく願います。

企画情報課長 嫁婿対策の方の関係でございますけども、この総合計画のなかには、そういった背景等は含まれてございません。先般もありましたけども、今後、事業を実施していく段階のなかで、その年度年度ありますので、そういったなかで担当課 現在は企画情報課の方が窓口というふうになりますが、こういったいろいろの嫁婿対策に対しての事業計画を立てたなかで、これと連動させるような都市計画でいきたいというふうに考えてございます。今回のこの総合計画のなかには、そういった関連事項の文面は入ってございません。

和田英夫君 市長、その市民のなかに家族という、それちょっと説得力が弱いと思うんです。それは私はそれはそれで、それぞれの深追いはしませんけども、やはり福祉なり介護が施設からまさに地域から在宅に移っていくという、こういう社会情勢ですからね。市民に包含という、それは間違っちゃいない。そうだとやっぱり市長自らこれからの高齢者福祉はひとつ家庭が単位だ。困ったら行政が助けるんで家庭だと。こういうやっぱり市民に意識づけのためには、市民のなかへ入っていくということよりも、やはり家庭、市民、あるいは行政と。こういうふうにやっぱりしながら意識を高めることを私は一番大事だと思うんですよね。

それからこの種まきの話。これは原点なんですね。原点。これをその枝葉、基本構想、基本計画とか、そういうのから外して枝葉でもって十分対応できるという。私もその嫁婿対策の難しさ十分承知してる。なかなかいろんな方法しても効果が上がらない。だからと言ってね、だからと言って、ここにあげないで、これからの何がしかの計画に出せばいいかなんて、そんな簡単な、そんな問題並みやさしいもんじゃないと思うんですね。

せいぜい、この最後の方に、交流の推進。このなかにあるのかなと思ったら、これは地域なり都市の交流だが、強いて言えばこの辺に、男女の交流推進なんかがあるのかと期待していたらそうでないから。これは私は市長、批判じゃありませんけれど、まさにその地域、市づくりの根幹にあたるわけですね。根幹だ。その男女の交流なんて、そこはやっぱりそのお子さんをどんどんつくっていただくためには、そういう環境を整えていかなければならんという面では、ややそういう面でこの総合計画では若干承服しかねる内容という気がするわけですけれど。

市長 これは議員と若干、何て言いますか、ことに意を反すると思っておりますが。嫁婿対策というのは、結婚問題について市の基本構想や基本計画のなかに入れていくということは私は馴染まない。その時々的情勢でありますから、そこにそういう予算処置をしたり、一生懸命になったりする。これは必要であります。市の基本構想のなかには、何て言いますか、結婚対策の促進とか、それこそそこまで行政が踏み込んでいいのかという問題は出てくると思うんです。私はですね。

ですから、あまりここで論戦になってもあれですけども、私はそういうことについては

基本構想や基本計画のなかには入れるべきでない。これはやっぱり自己の問題でありますから、それはそのなかでいわゆる行政が手助けをしたり、そういう部分は必要ですが、行政が前面に出て、その市の将来基本構想のなかでいわゆる嫁婿対策とか、その結婚対策ということを入れることの是非について、私はあまり是でないというふうに感じておりますが、いかがなものごさいますでしょうか。経験豊かな和田さんから。

和田英夫君　私はわかりやすく話をしたわけでありまして、確かにその基本構想のなかへ嫁婿なんてというような表現は適当ではないとわかっているんです。ただ議論をわかりやすくするためにしたわけで、このなかに入るその子育て支援の前にいわゆる、少子高齢化という、少子化対策も真剣に取り組むという、こういう表現でここにやっぱり入れておかなばならないですね。これなら格調高い言葉になるわけですから。それを私はわかりやすく言ったんですよ。だから言葉はいろいろ取り方があるが、そういった面での基本的なところでのやはりその考え方が欠けているということを申し上げたわけで。特に私もそれほどに人生経験豊かではありませんので、この辺で止めておきますけど。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「質疑あり」の声あり）

岩野　松君　47ページの人口に対しての死亡率の問題が出ています。わかりやすくしていいなと思って見ていたんですが。わが市では老衰より自殺の方が多というのにちょっとびっくりしたんですけれども。不慮の事故もそうなんですけれども、やはり自分で自ら命を断つという状況に追い込まれるということは、反面は全て自然ではなくて、政治も関係するのかなという思いがあります。

そういう意味ではこの自殺者は高齢者が多いのか、若者なのか、ちょっと私も不確かですが、比較的高齢者の方もここでは多いように聞いております。そういうなかで土地柄もありますけれども、ぜひこういう数字が減ることを望んでおります。そういうための、こう何かというののお考えがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

市　長　この自殺の原因がどこにあるかというのは、私はつぶさに調べておりませんけれども。今、日本全国的にいろいろあるなかでの部分が非常に多いもんだと思っております。それから高齢者の方ですね、介護に疲れたとかというそういう部分もあるのか。

それが自然的なことばかりではなくて、政治も関連するという、当然でありますけれども。やっぱり基本が、基本が「自然、人、産業の和で築く安心のまち」でありますので、そういうことのないような施策を積極的に進めていかなければならんということなんです。

ただ、金融問題にからむこと等については、これはなかなかまた行政の方で口を出すこともできませんし、指導することも非常に難しい部分あります。それを構わんという部分ありません。相談は相談として受けるわけありますから、そういうことのないようにしたいと思ってますけれど。当然であります、自殺者なんて本来はゼロであって欲しいと思いがら、まちづくりを進めていくということでありあます。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第130号議案、第1次南魚沼市総合計画については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第130号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月22日、午前9時半から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時00分)